

刑法の効力に関する裁判例・要約

中 村 秀 次

本資料は、刑法の効力のうち、いわゆる場所的効力及び時間的効力に関すると思われる裁判例を取り上げて、一般的に教育、研究の資料として参照されることを意図している。判示事項、事実関係の概略、判決要旨（決定要旨）・判決理由（決定理由）の3項目に分けて、適宜取捨するなどして配列したものである。単純な資料であり、本体部分に解説などは特に付していない。一部、関連性に疑問のあるものもあるが、便宜上そのまま収録してある。なお、後に判例体系要約を付した。

本資料に掲げた判例は、おおむね平成18年末月までに公刊された判例集その他に登載されたものによっている。その際、次の略語によっている。なお、大審院判例を原文のまま抜粋した箇所は、カタカナをひらがなに換え、適当に句読点を入れるなどした。

大判明42. 5. 21刑録15-622 明治42年5月21日大審院判決、大審院刑事判決録15輯622頁

最決平8. 3. 26刑集50-4-460 平成8年3月26日最高裁判所決定、最高裁判所刑事判例集50巻4号460頁

東京高判昭28. 7. 17高刑集6-7-902 高等裁判所刑事判例集6巻7号902頁

最大判 最高裁判所大法廷判決

刑録 大審院刑事判決録

刑集 大審院刑事判例集、最高裁判所刑事判例集

全集 大審院判決全集

新聞 法律新聞

高刑集 高等裁判所刑事判例集

特報 高等裁判所刑事裁判特報、高等裁判所刑事判決特報

下刑集 下級裁判所刑事判例集

月報 刑事裁判月報

判時 判例時報

判タ 判例タイムズ

研修 研修（法総研）

I 刑法の場所的効力等

(1) 大 審 院

1. 大判明42. 5. 21刑録15-622

【事項】外国で遂行する目的で国内で犯罪行為を為した場合【事実】Aは、清国で行使する目的で偽造日本銀行券を収受した。又、韓国で行使する目的で偽造露国通貨を収受した。偽造通貨収受罪。棄却。【判旨】帝国領土内に於て犯罪行為を為したる以上は仮令其目的が外国に於て遂行せらるべき場合と雖も、帝国刑法の支配を受けざるべからず。

2. 大判明44. 6. 16刑録17-1202【ゴーベン号事件】

【事項】失火罪の結果が日本国外で発生した場合の準拠法；遍在説【事実】Aは、ドイツ汽船ゴーベン号に荷物2個を託送したが、その際、一般に油紙は自然的危険性があることを知りながらその託送荷物中に油紙を積み重ね入れて置いたため、該船舶が香港付近に至ったとき、洋上にて出火し、付近の荷物と船倉の被蓋2カ所の裏面を焼損した。刑法116条失火罪（法改正前）。棄却。

【判旨】失火罪の一構成要件たる過失行為にして日本帝国の版図内に於いて行われたる以上は、仮令其の犯罪構成の他の要件たる結果は日本帝国の版図外に於いて発生したりとするも、該罪は日本帝国内に於いて犯されたるものとし日本帝国の法令に依り処罰すべきものとす。

3. 大判大7. 12. 16刑録24-1529【米国大使館事件】

【事項】締盟国の大使公使館内に於ける犯罪と刑法の適用【事実】Aは、東京市赤坂区所在米国大使館内にある馬丁部屋に於いて、数名の者と共に常習として金銭を賭して骨子を使用して博戯を為した。常習賭博罪。棄却。【判旨】帝国内に於ける我締盟国の大使館公使館内も我帝国の一部にして其大使公使の所属国の一部を成すものに非ざれば、帝国臣民にして該館内に於て帝国の刑罰法規違反の行為を為したるときは、我国法上の犯罪成立すべきものとす。

4. 大判大10. 3. 25刑録27-187

【事項】①外国使臣及び其の従者等の不可侵権の性質及び其の範囲②外国使臣及びその従者等を訴追し得る場合【事実】Aらは、在外国使臣の従者であったとき偽証等の罪を犯したところ、公訴時にはその従者としての地位を失っていた。偽証罪等。棄却。【判旨】①外国使臣及び其従者等の有する不可侵権は、単に其資格又は身分関係を有する者が在留国の法律適用に因りて其生命身体自由名誉等に対し侵害を受けざるべき特殊の権利たるに止まり、之に依りて如何なる反法行為と雖も之を敢行するの自由を許容せられたるものと解すべきにあらず。故に、其行為が果たして在留国の法律に照らし犯罪を構成すべきものとせば、固より之を以て犯罪行為と謂ふべきものとす。②外国使臣及び其の従者等の有する不可侵権は特定の資格又は身分関係に随伴するものな

れば、其の資格又は身分関係を保有する限りは其の犯罪行為に対し在留国裁判権の行使は停止せられ、之に依りて訴追を為すことを得ざるも、其の資格又は身分関係を喪失したるときは、公訴時効にかからざる限り在留国の裁判権に依りて之を訴追することを得るものとす。

5. 大判昭4. 6. 17刑集8—357

【事項】機船底引網漁業禁止区域内の公海に於ける操業と犯罪の成立【事実】A及びBはそれぞれの機船に船長代理などとして乗り込み、昭和4年1月25日より同月27日迄の間に於いて、機船底引網漁業禁止区域内である三重県国崎沖合に於いて機船底引網漁業を為した。【判旨】機船底引網漁業を為す帝国船舶の船長代理が、機船底引網漁業禁止区域内の一部に於いて操業したるときは、仮令其の部分が公海に属するも機船底引網漁業取締規則19条1項2号の犯罪を構成す。棄却。

【理由】蓋し、本件の犯罪は帝国船舶によりて行われたるものにして、帝国船舶内に於いて罪を犯したるものと言うことを得ればなり。

6. 大判昭7. 7. 21刑集11—1123

【事項】公海に於ける機船底引網漁業取締規則違反行為の取扱【事実】機船底引網漁業者Aは、許可なく昭和5年9月より昭和6年4月3日に至る迄の間数回にわたり、BおよびCをそれぞれ機船に乗り込ませ、長崎県大瀬崎沖合に於いて手繰網を使用し機船底引網漁業を為し、「えそ」等漁獲物を得た。前記規則違反罪。棄却。【判旨】機船底引網漁業取締規則は、帝国に船籍を有する機船により帝国の領海外に於いて底引網漁業を為す者に対しても其の適用あり。【理由】帝国外に在る船舶内の行為は、刑罰法規の適用上帝国内に於ける行為と同一視すべきものなればなり。

7. 大判昭8. 1. 27刑集12—1

【事項】刑法3条の適用と其の判示【事実】日本人Xは、ロスアンゼルス市に於いて貿易商を営む者であるが、同所で詐欺罪を犯した。【判旨】刑法3条は、之を適用したる趣旨判文上明瞭なる以上は、特に之が適用を明示せざるも違法にあらず。棄却。

8. 大判昭8. 2. 23刑集12—181【明華洋行事件】

【事項】中華民国にて罪を犯したる帝国臣民に対する刑法の適用【事実】Aは、昭和7年4月、中華民国において横領行為を行った。横領罪。棄却。【判旨】中華民国に於いて罪を犯したる帝国臣民は、刑法1条に所謂帝国内に於いて罪を犯したる者に該当し、当然に刑法の適用を受くべきものとす。【理由】帝国内の犯罪とは、独り帝国領土内の犯罪を指称するに止まらず、苟も帝国の法権の及ぶべき地域内の犯罪を包含するものと解するを至当なりとす。蓋し、…帝国は、明治29年日清通商航海条約に依り中華民国に於いて領事裁判権を有し、帝国臣民に対し帝国の法律に従い裁判権を行使することを得るが故に。

9. 大判昭16. 6. 23刑集20—385

【事項】朝鮮に於いて公定価格を超えざるカーバイトの山口県下に於ける買受行為【事実】Aは、業者Bが朝鮮所在甲会社よりカーバイトを昭和14年山口県布告指定の価格を超えて買い受けるに

【資料】

当たり、同人の依頼を受け、甲社取締役乙に対し買い受けの申し込みを為し、物品の引き渡しを受けるに当たり、仲介斡旋を為し、以てBの公定価格違反のカーバイト卸買契約の締結並びに代金の支払いを容易ならしめた。価格統制法令違反幫助。棄却。【判旨】朝鮮に於いてカーバイトは公定価格を超えざる場合と雖も、山口県に於いて其の価格を超過せる場合、同地に於いて契約の申し込みを為したる以上、朝鮮に於いて承諾の意思表示ありたるときと雖も、昭和14年山口県告示535号の違反を免れざるものとす。【理由】隔地者間の公定価格超過の取引が価格等統制令の關係に於いて契約の申込地及び承諾地の法令を異にする兩地域に跨るときは、何れも所謂犯罪行為地の一部に当たるが故に、当該行為の為されたる地域の法令に違反するものと言うを得べきを以て、右兩地域の法令を適用すべきことを俟たず。従って、右契約の成立に斡旋仲介を為したる行為も亦従犯として処罰を免れざるものとす。

10. 大判昭18. 4. 27刑集22-111

【事項】他府県者間の売買契約と公定価格の準拠法【事実】Aは、福岡県若松市に於いて石炭商を営むB商店の店員にして、同店の業務一切を処理するものであるところ、昭和17年3月下旬より同年6月下旬頃迄の間、数回に亙り、山口県防府市C会社に於いて同会社に対し統制物品である石炭等を山口県知事指定に係る最高販売価格を超過して売り渡した。統制法規違反罪。棄却。

【判旨】福岡県に営業所を有する甲が、山口県に営業所を有する乙に対し、山口県内に於いて売買契約の申し込みを為したるときは、其の公定価格は山口県告示に依るべきものとす。【理由】価格等統制令の關係に於いて法令を異にする地域に営業所を有する甲乙兩者間に為されたる売買に付いては、契約の申込地及び承諾地の法令に依り価格違反を律すべきものなりとす。

(2) 最高裁

1. 最判昭23. 3. 9刑集2-3-153

【事項】被告人の国籍と刑法の適用【事実】Aは、B、C及びDと共謀して、昭和22年6月4日午前2時頃、甲方で同人等に対し、Aは七首をつきつけ、Dは大きな声を出すなど、Cは金を出せ等と申し向けて脅迫し、同人所有の衣類、米を強取した。強盗罪。棄却。【判旨】被告人が中華民国人又はその他の連合国人であることを証明する資料がなく、昭和21年勅令311号1条の適用を受けない場合に、その被告人が国内において犯した所為に対し、裁判所が刑法を適用するにあたっては、被告人が日本国に国籍を有する者であることを積極的に証明する必要はない。

2. 最判昭23. 7. 14刑集2-8-894

【事項】酒税法罰則の適用範囲【事実】朝鮮人であるAらは、昭和22年7月中、政府の免許を受けずに焼酎、濁酒等を製造するなどした。酒税法違反罪。棄却。【判旨】酒税法罰則は、特に酒類製造の免許を受け得る者に限らず、何人でも日本国内で同法違反の行為をした者に適用される。【理由】酒税法は、同法に規定する徴税の目的を全うするためその罰則の人に関する効力す

なわち罰則の適用をうべき人の範囲については何等特別の規定を設けていないから、刑法8条により、刑法総則は酒税法罰則の場合にも適用せられることは明白である。

3. 最判昭23. 10. 16刑集2-11-1346

【事項】日本在住の朝鮮人に対する日本の裁判権【事実】朝鮮人Aら3名は、日本国内において窃盗等の罪を犯した。窃盗等罪。棄却。【判旨】朝鮮人は、連合国人に属せず、日本在住の朝鮮人は日本刑法の適用を受け、日本の裁判権に服する。

4. 最判昭25. 3. 7刑集4-3-314

【事項】係属中の事件と同一の犯罪事実につき軍事裁判所の確定裁判がある場合と日本裁判所の審判【事実】Aらは、恐喝の事実につき、京都第一軍団軍事裁判所法廷において重労働刑の言い渡しを受け、その執行を終わったものであるが、同一事実につき京都地方裁判所で有罪の言い渡しを受けた。棄却。【判旨】被告人が現に係属中の事件と同一の犯罪事実につき、さきに軍事裁判所において刑の言い渡しを受け、その裁判が確定して刑の執行を終えたとしても、日本裁判所は、その係属事件につき旧刑訴363条により免訴の言渡を為すべきではない。【理由】上記軍事裁判所の裁判が、仮に刑法5条にいう外国の確定裁判若しくはこれに準ずべきものであるとしても、同条の規定によれば…ただ場合によりその宣告刑の執行を減輕又は免除されるに過ぎない。

5. 最判昭28. 10. 27刑集7-10-2009【フロウロ島事件】

【事項】国外における日本人俘虜の犯罪とわが裁判権【事実】日本人俘虜Aは、昭和21年2月初旬午後6時頃ソロモン群島フロウロ島の俘虜収容所において、日本人俘虜甲を飯盒洗いの際残飯を食べたことを理由に制裁するため、右収容所第1幕舎の木柱の前に立たせ、ロープ等で同人の胸部、足部、顔面部等を木柱に縛付け、同日午後8時頃右ロープを解いて解放した。監禁罪。棄却。【判旨】わが裁判権は、国外における日本人俘虜の犯罪にも及ぶ。【理由】仮りに所論のように被告人が俘虜であった当時豪州国が同人に対する処罰の権を有していたとしても、そのことは日本国が日本人たる被告人に対して裁判権を有するという原則を制約するものではない。唯被告人が外国の俘虜であった間は日本の裁判権が事実上行使できなかっただけのことで、その間になされた被告人の行為がすべて日本の国法上適法なものとなるのではないから、日本が事実上も裁判権を行使し得る状態となった時において、被告人の犯罪行為を処罰するのは当然である。

6. 最決昭29. 5. 11刑集8-5-644【Catlett 事件】

【事項】在日アメリカ合衆国軍軍人の妻となった被告人と裁判権【事実】Aは、在日アメリカ合衆国軍軍人甲と正式に結婚しその妻となったものであるが、その後、窃盗を犯した。なお、Aは未だアメリカ国籍を取得したものではなかった。【決旨】昭和23年10月から同26年4月までの間の数回にわたる窃盗の事実につき起訴されている被告人（女）が、第二審判決後（昭和27年3月19日）在日アメリカ合衆国軍人と適式に婚姻してその妻となったとしても、現にアメリカ合衆国の国籍をも取得しているという事実が認められない本件においては、被告人が日本国の裁判権に

【資料】

服することは明らかである。【理由】「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定」第17条（改正前）2によれば、合衆国の軍事裁判所及び当局が日本国内で専属的裁判権を有するのは、合衆国軍隊の構成員及びそれらの家族であって、日本の国籍のみを有する家族はそれらの家族から除外することを定めている。

7. 最大判昭29. 11. 24刑集8-11-1866

【事項】条例の土地に関する効力【事実】新潟県人でないXは、新潟県において、県条例に違反して示威運動に加担した。同条例違反罪。棄却。【判旨】地方公共団体の制定する条例の効力は、法令または条例に別段の定めある場合、若しくは条例の性質上住民のみを対象とすること明らかな場合を除き、法律の範囲内において原則として属地的に生ずるものと解すべきである。本件条例は、新潟県の地域内においては、この地域に来れる何人に対してもその効力を及ぼすものといわなければならない。

8. 最判昭30. 8. 9刑集9-9-1994

【事項】占領下の奄美大島、沖縄等は刑法149条にいう内国にあたるか【事実】Aは、連合国占領下の奄美大島、沖縄等に流通している連合国占領軍発行の軍票を偽造し、その偽造の軍票を以て右同地で黒糖等を購入のうえ内地へ搬入しようと考え、昭和24年10月初頃から同月20日頃の間、円表示補助軍票百円券合計3千4百余枚を偽造した。内国流通外国通貨偽造罪。棄却。【判旨】連合国占領軍占領下の奄美大島、沖縄等の南西諸島は、刑法149条にいう内国にあたる。【理由】奄美大島、沖縄等の南西諸島が終戦前において日本国の領土であったことはいうまでもなく、その後連合国軍の占領下にあった当時において、わが国の政治上又は行政上の権力の行使が右地域に停止されていたことは所論のとおりであるが、ポツダム宣言、降伏文書等によるも、わが国がこれらの地域に対する領土権を喪失したことを認めしめる根拠はないのであるから、奄美大島、沖縄等の南西諸島は連合国の占領下においても依然として日本国の領土であったものといわなければならない。そして、わが領土に流通する外国通貨の公信力は本土における取引とも密接の関係を有することというまでもないのであるから、本件犯行に対し、内国に流通する外国通貨に関する犯罪として刑法149条を適用したことは正当である。

9. 最判昭31. 8. 10刑集10-8-1309

【事項】オーストラリア海軍軍属の日本国内での犯罪と裁判権【事実】連合国の軍属であるA、Bは、法定の除外事由がないのに共謀の上営利の目的を以て昭和27年10月頃、佐世保市の甲方に於いて同人に対して塩酸ジアセチルモルヒネ約450グラムを売り渡した。麻薬取締法違反罪。棄却。【判旨】オーストラリア海軍軍属が、平和条約発効後の昭和27年10月頃佐世保市内某方において、軍務とかかわりなく犯した麻薬取締法違反の罪に対しては、同28年10月28日条約第28号（日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書）の発効前でも、わが国の裁判所は刑事裁判権を有する。

10. 最判昭32. 3. 28刑集11-3-1285【大島中央病院事件】

【事項】 占領下裁判権停止中の奄美住民の犯罪【事実】 Aは、奄美群島の病院長であったが、復帰直前、同病院が患者甲外数百名からレントゲン撮影料として徴収し、業務上保管中の金員を横領した。業務上横領罪。棄却。【判旨】 わが国が昭和20年11月26日付米国海軍軍政府布告1号等により奄美群島住民に対して裁判権を行使することができなかった期間中に同群島の住民によって犯された犯罪に対し、わが国が裁判権を回復した後においてこれを審判することは正当である。

【理由】 わが国は、奄美群島に対する領土権を喪失したのではなく、また、同群島に在住した日本人もわが国の国籍を喪失したものでなく依然これを保有していたものであるから、わが刑法は、右群島において罪を犯した日本人に対してもその効力を及ぼしたのであったが、右期間中はこれが公訴権並びに裁判権の行使をすることを停止されていたに過ぎない。

11. 最判昭33. 5. 24刑集12-8-1535【暁に祈る事件】

【事項】 国外俘虜管理日本人の逮捕監禁行為とわが科刑権、裁判権【事実】 Aは、日本人捕虜であるところ、蒙古側収容所長から、日本人捕虜の管理権を委任されたものであるが、その正当な処罰権行使の範囲を逸脱し、隊員Bに対し酷寒の屋外柱に縛り留置する罰又は営倉等の処罰を科した。又、隊長として蒙古側から支給された食糧等を隊員に支給しその他隊員の保健衛生について指導監督する任務を与えられていたものであるが、隊員Cの生存に必要な保護をせず栄養障害等により死亡させた。逮捕・監禁罪、遺棄致死罪。この点、棄却。【判旨】 国外において俘虜の管理にあたり日本人が正当行為の範囲を逸脱して行った逮捕監禁の所為については、わが科刑権が及び、わが国が事実上裁判権を行使できる状態になればこれを処罰することができる。（3条不適用の反対意見あり。）【理由】 たとい俘虜としての身分を有する間の犯罪であっても、わが国はその国民に対し統治権の作用の一つである裁判権を有することは明らかである。ただ被告人が外国の俘虜である間は、日本の有する裁判権が事実上行使できないというだけのことで、その間になされた被告人の行為がすべて日本の国法上適法なものとなるわけではないから、日本が事実上裁判権を行使しうる状態となったときにおいて、被告人の犯行を処罰するのは当然のことである。

12. 最決昭45. 9. 30刑集24-10-1435【所謂北島丸事件】

【事項】 国後島近海での無許可漁業と漁業法違反罪【事実】 船長Aは、船員3名と共に、道知事の許可をうけないで、国後島近海海域において、はたて網を投網してはたて貝約800キログラムを採捕した。1 審無罪。2 審破棄、漁業法違反。棄却。【決旨】 国後島に対しては現在わが国の統治権が及んでいない状況にあるため、北海道知事が道島の沿岸線から3海里以内の海面については漁業法66条1項所定の漁業の許可を与えることが考えられないとしても、漁業調整の見地から前記本件操業海域は漁業法66条1項の無許可漁業の禁止の効力が及ぶ範囲に含まれる。

13. 最判昭46. 4. 22刑集25-3-451【第12三光丸事件】

【事項】 ①北海道海面漁業調整規則36条が適用される漁業の範囲②北海道海面漁業調整規則55条

【資料】

の趣旨③国後島近海において日本国民が同規則36条に掲げる漁業を営むことと同規則36条55条の適用【事実】船長Aは、国後島近海において刺し網漁をし、さけ170尾を採捕した。1, 2審は無罪。破棄差戻。【判旨】①北海道海面漁業調整規則36条は、北海道地先海面であって、漁業法、水産資源保護法および北海道海面漁業調整規則の目的である水産資源の保護培養および維持ならびに漁業秩序の確立のための漁業取り締まりその他漁業調整を必要とする範囲の、わが国領海における漁業および公海における日本国民の漁業のほか、これらのわが国領海および公海と接続して一体をなす外国の領海における日本国民の漁業にも適用される。②北海道海面漁業調整規則55条は、わが国領海における同規則36条違反の行為のほか、公海およびこれらと接続して一体をなす外国の領海において日本国民がした同規則36条違反の行為（国外犯）をも処罰する旨を定めたものである。③北海道海面漁業調整規則36条により日本国民が国後島ノツテツト崎西方約3海里付近の海域において同条に掲げる漁業を営むことは禁止され、これに違反した者は、同規則55条による処罰を免れない。

14. 最判昭46. 4. 22刑集25-3-492【第11ゆき丸事件】

【事項】（①②③は13と同じ）国後島付近海域漁業法違反操業処罰の可否【事実】Aは、その所有する漁船に船長兼漁労長として乗り組んでいたものであるが、北海道知事の許可を受けないで、昭和42年10月6日、国後島ハツチャウス鼻西沖合約2.5海里付近において、同船により流し網を使用してさけを採捕した。原審は、漁業法は、いわゆる行政法規であり、明文の規定がなく、又はその目的ないし性格上明確にその趣旨が推認できない以上、その場所的適用範囲は、外国の領海に及ばないとした。破棄差戻。【理由】わが国の漁船がわが国領海および公海以外の外国の領海において漁業を営んだ場合、特別の取決めのないかぎり、原則として、わが国は、その海面自体においてはその漁船に対する臨場検査等の取締りの権限を行使しえないものである。しかし、漁業法及び規則の目的とするところを十分に達成するためには、何らの境界もない広大な海洋における水産動植物を対象として行われる漁業の性質にかんがみれば、日本国民が前記範囲のわが国領海および公海と接続して一体をなす外国の領海においてした漁業法66条1項に違反する行為をも処罰する必要のあることは、いうをまたない。

15. 最決昭58. 10. 26刑集37-8-1228【第3仲栄丸事件】

【事項】刑法1条2項にいう「日本船舶」の意義と公海上における船舶覆没行為【事実】国内法人である甲社の代表取締役であるAとBが、甲社所有の船舶に船舶回航保険を掛け、海難事故を装って故意に沈没させた上保険金を騙取しようとして、同船の機関長Cと共謀の上、同船につき外国法人である乙社との売買契約を締結し、甲社において同船を輸出するためアラスカへ回航するとして、所定の手続や諸準備をした後、同船を出航させ、青森県八戸東方の公海上でCが同船の船底弁を引き抜いて同船を沈没させた。船舶覆没罪。棄却。【決旨】①本件覆没行為の当時船舶法1条3号の要件を備えていたものと認められる本件船舶は、刑法1条2項にいう「日本船舶」

にあたる。②公海上で、日本船舶の乗組員が同船舶の船底弁を引き抜き海水を船内に侵入させて人の現在する船舶を覆没させた行為については、刑法1条2項により同法126条2項の規定の適用がある。

16. 最決平6. 12. 9刑集48-8-576

【事項】正犯の実行行為が日本国内で行われた場合における日本国外で幫助行為をした者と刑法1条1項【事実】Aは、Bらが日本国外から日本国内に覚せい剤を輸入し、覚せい剤取締法違反、関税法違反の各罪を犯した際、甲らと共に、日本国外で右覚せい剤を調達してBに手渡し、同二人らの右各犯行を容易にしてこれを幫助した。覚せい剤取締法違反、同幫助、関税法違反、同幫助罪。棄却。【決旨】日本国外で幫助行為をした者であっても、正犯が日本国内で実行行為をした場合には、刑法1条1項の「日本国内に於いて罪を犯したる者」に当たる。【理由】日本国外で幫助行為をした者であっても、正犯が日本国内で実行行為をした場合には、刑法1条1項の「日本国内に於て罪を犯したる者」に当たると解すべきであるから、同法8条、1条1項により、被告人の前記各幫助行為につき原判示の各刑罰法規を適用した原判決は、正当である。

17. 最決平8. 3. 26刑集50-4-460【ウタリ共同事件】

【事項】公海及び外国の領海内での国内規則違反漁業（国外犯）の処罰の可否（積極）【事実】Aは、船長Bと共謀し、法定の除外事由もなく知事の許可を受けることもなく、平成元年10月から11月にかけて、色丹島から12海里内の海域及び同島から12海里を超え200海里内の海域において、かにかごを使用して花咲蟹5千キログラム余及び毛蟹777キログラム余を採捕した。漁業調整規則違反罪。棄却。【理由】漁業法65条1項及び水産資源保護法4条1項の規定に基づいて制定された北海道海面漁業調整規則中、一定の漁業を禁止する旨の規定は、本来、北海道地先海面であって、右各法律及び調整規則の目的である水産資源の保護培養及び維持並びに漁業秩序の確立のための漁業取締りその他漁業調整を必要とし、かつ、主務大臣又は北海道知事が漁業取締りを行うことが可能である範囲の海面における漁業、すなわち、以上の範囲の、我が国領海における漁業及び公海における日本国民の漁業に適用があるものと解される。そして、前記各法律及び調整規則の目的とするところを十分に達成するためには、何らの境界もない広大な海洋における水産動植物を対象として行われる漁業の性質にかんがみれば、日本国民が前記範囲の我が国領海又は公海と連接して一体をなす外国の領海においてした調整規則の規定に違反する行為（国外犯）をも処罰する必要があることは、いうをまたないところであり、それゆえ、その罰則規定は、当然日本国民がかかる外国の領海において営む漁業にも適用される趣旨のものと解するのが相当である。

【資料】

(3) 下 級 審

1. 宮城控訴院判昭19. 5. 2刑集23-18

【事項】地域間取引と蔬菜及び果実の基準価格【事実】Xは、その店舗即ち米沢市内に於いて林檎及びうめを小売し同所に於いて引き渡した。山形県告示を適用。【判旨】蔬菜及び果実に関する昭和16年7月4日農林省告示443号は最高販売価格を異にする地域間の取引に於いては目的物の引渡場所に付き定められたるものを適用すべき趣旨なりとす。

2. 東京高判昭24. 11. 18特報1-266

【事項】本犯たる連合国人の犯罪を幫助した者に対する裁判権（積極）【事実】Xは、中華民国人Aの酒税法違反の犯行を幫助した。【理由】仮令連合国人であっても日本国内に於いて罪を犯した場合は刑法1条1項に依り刑法の適用を受くべきものであるが、ただ連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令1条1号に依り之に対して公訴を行わないに過ぎないのである。

3. 広島高判昭24. 12. 8高刑集2-3-377

【事項】台湾人と日本裁判権【事実】台湾人と称するAは、山口県において窃盗罪を犯した。【判旨】台湾人は連合国人に属するものではなく従って日本在住の台湾人は日本刑法の適用を受け日本の裁判権に服する。

4. 大阪高判昭25. 4. 7特報13-34

【事項】連合国人の犯した罪（関税法違反）についての日本人の共謀等の罪に対する裁判権（積極）【事実】Xは、中国人A等と共謀して関税法違反の行為を行った。棄却。【理由】日本人なる以上日本の裁判権に服するの原則によるべきは言を俟たない。

5. 高松高判昭25. 5. 30特報10-168

【事項】朝鮮人の朝鮮船舶内（日本領海にある）における犯罪と裁判権（積極）【事実】Xは、昭和24年2月20日香川県沖海上で、その所有船舶内において、物価統制令統制額を超えて大阪市内で販売する目的をもって生ゴムを所持していた。物価統制令違反罪。棄却。

6. 東京高判昭27. 4. 4高刑集5-5-646【アカテカータ号事件】

【事項】日本国内にある外国船舶内における日本人の刑法犯とその裁判権【事実】Aは、昭和26年3月4日午後9時頃、横浜市横浜税関構内棧橋係留中のオランダ船内において、甲の管理に係る洋服生地を窃取した。窃盗罪。この点、棄却。【判旨】たとえ外国船であっても、日本国内の港湾に係留されている船舶内において、日本人が刑法所定の罪を犯したときは、国際法または国内法において特別の規定のないかぎり、日本の裁判所は、その犯人に対し裁判権を有する。

7. 東京高判昭27. 4. 26高刑集5-5-708

【事項】軍事裁判所による無罪の裁判と憲法39条【事実】A Bらは、法定の除外事由がないのに

拘わらず、昭和23年10月下旬頃、B方において、連合国占領軍所属財産である自動車を所持した。Bは軍事裁判所においては無罪とされた。政令389号違反罪。棄却。【判旨】憲法39条にいわゆる「既に無罪とされた行為」というのは、日本国憲法により認められた日本の裁判所により無罪とされた行為にかぎり、日本の裁判所でない軍事裁判所の裁判により無罪とされた行為を包含しないと解するのを相当とする。

8. 大阪高判昭27. 11. 5特報23-116

【事項】①独立国の刑事裁判権が制限される場合②外国軍艦乗組員の公務外上陸中の犯罪と刑事裁判権【事実】A Bは、神戸港に入港碇泊中であった英国軍艦ベルファスト号乗組の水兵であるが、昭和27年6月28日、休養のため上陸を許され、バーにおいて飲酒し、所持金を使い果たした結果、共謀の上、翌29日、小型自動車運転手甲の背後より頸部を締め付けて、自動車と現金を強取した。強盗罪。【判旨】①いやしくもその領域内にあるものについては、それが自国民であると、外国人であるとを問わず、原則としてこれを支配の対象となし得べきものであって、この原則はその国家の意思に基づく条約その他の合意又は確立せられた国際法規等による明確な事由がある場合にのみ、これを制限することができるのである。②外国軍艦の乗組員が公務外で上陸中に犯した事件は、わが国の刑事裁判権を制限する如何なる事由にも該当しない。

9. 東京高判昭28. 7. 17高刑集6-7-902

【事項】占領中日本国内にある米空軍基地内の日本人診療所における日本人の日本人に対する医師法違反行為とその処罰【事実】Aは、医師の免許がないのに、昭和24年10月5日頃より昭和26年7月7日迄の間、米空軍横田基地内日本人診療所で甲外約440余名を診療した上咽頭部ヘルゴール液を塗布したり又は縫合手術等の治療行為を行った。医師法違反罪。棄却。【判旨】連合国による日本国占領中米空軍横田基地内の日本人診療所において、日本の医師の免許を受けていない日本人が日本人に対し医業をした場合でも、日本の法権が及び医師法31条1号、17条に該当する。【理由】日本人診療所内は刑法1条に所謂日本国内に属するから、該地域における、日本人たる被告人の行為に対しては当然に日本法たる医師法が適用せられる。

10. 東京高判昭29. 9. 30高刑集7-9-1465

【事項】米国籍民間人の日本国内における平和条約発効前の犯罪と平和条約発効後における日本国の裁判権【事実】Aは、昭和26年3月下旬から同年4月中旬までの間4回に亙り、東京都において米軍票を不法に所持した。政令389号違反罪。棄却。【判旨】米国籍民間人の米軍票不法所持の罪につきたとえその犯行が平和条約発効前になされたものであっても、あるいはこれが占領軍事裁判所に起訴係属していたと否とを問わず、日本国の裁判所は平和条約発効後においては全面的に裁判権を行使することができる。

11. 東京高判昭37. 3. 29高刑集15-1-171

【事項】沖縄は昭和27年4月28日日本国との平和条約発効後においても刑法149条にいう内国に

【資料】

該当するか【事実】Aらは、沖縄において通用する通貨である米ドル紙幣の偽造紙幣を行使するなどした。刑法149条違反罪。【判旨】沖縄は昭和27年4月28日日本国との平和条約発効後においても刑法149条にいう内国に該当する。

12. 鹿児島簡判昭41. 9. 8下刑集8-9-1228

【事項】沖縄諸島は刑法1条にいう日本国内に含まれないが、沖縄住民は同法3条にいう日本国民に含まれるとして、沖縄住民が沖縄で犯した犯罪につき日本の裁判権を認めた事例【事実】沖縄住民Aは、昭和38年10月頃から昭和39年5月頃までの間21回にわたり、各所において甲らの現金等を窃取した。窃盗罪。

13. 大阪地判昭42. 5. 30下刑集9-5-716

【事項】①琉球諸島は刑法1条にいう「日本国内」に該当するか ②沖縄住民は刑法3条にいう「日本国民」に該当するか ③沖縄住民が琉球諸島において刑法3条所定の犯罪を犯した後、日本本土に到来した場合における日本国の裁判所の裁判権【事実】沖縄住民Aらは、沖縄において、殺人、殺人未遂及び傷害行為を犯した。各犯罪成立。【判旨】①②沖縄住民は国際法的にみても、また国内法的にみても日本国籍を有している。国家は、その国籍を持つ人民に対してはその居住地のいかんにかかわらず、対人主権を保有する。③沖縄住民が沖縄諸島に居住している限りは日本国は同住民に対して裁判権、公訴権を行使することができないというにすぎず、同住民が日本本土に渡来した場合には日本国は同住民に対して裁判権、公訴権を行使し得るに至るわけである。

14. 東京地判昭42. 9. 30下刑集9-9-1224

【事項】①沖縄住民の沖縄における犯罪につき沖縄諸島は刑法1条にいう日本国内にあたらないが、沖縄住民は同法3条にいう日本国民にあたるとして、わが国の裁判権を認めた事例 ②琉球銀行振出名義の自己宛小切手について、日本本土における流通性を認めた事例【事実】沖縄住民Aらは、沖縄所在の琉球銀行の行員であるが、昭和41年9月頃、同所において約束手形を偽造し、甲に行使して現金を騙取するなどした。有価証券偽造、行使、詐欺罪。

15. 東京地判昭48. 1. 17月報5-1-75

【事項】琉球政府公安委員会で取得した普通1種免許を有する者が、沖縄の本土復帰前に、本土において普通貨物自動車を運転した場合と、復帰後に無免許運転で処罰することの可否（積極）

【理由】たとえ外国の行政庁の運転免許を受けている場合であっても本邦の公安委員会の交付する運転免許を有しないで本邦内において自動車を運転することは無免許として処罰される、という道路交通法上の規範は、昭和47年5月15日の前後を通じて依然として存続するものである。

16. 大阪高判昭51. 11. 19月報8-11=12-465【テキサダ号事件】

【事項】①紀伊水道の法的地位；犯罪地が歴史的水域の法理の適用によりわが国の内水に当たるとされた事例 ②刑法1条2項にいう「日本国外に在る日本船舶内において罪を犯した」の意義

【事実】Aは、リベリア国機船テキサダ号に3等航海士として乗り組んでいたが、紀伊水道日ノ

御埼灯台より310度、6.8海里付近海上において、過失により自船を日本船舶銀光丸に衝突させ、同船の一部を損壊し、焼損し、その乗組員に傷害を負わせた。業務上過失傷害、業務上過失往来妨害罪。棄却。【理由】①本件衝突場所付近はいわゆる歴史的水域としてわが国の内水と解されるから、その水域内で行われた被告人の本件所為については刑法1条1項によりわが国の刑法が適用されるべきものである。②なお、かりに本件衝突場所をわが国の内水と解することができないとしても、…本件は刑法1条2項の定める場合に該当し、同項により被告人の本件所為についてわが国の刑法が適用されるものと解すべきである。すなわち、同項にいう「日本国外に在る日本船舶…内に於いて罪を犯したる」とは、日本国外に在る日本船舶内において犯罪構成要件に該当する事実の一部分が行われたことを意味し、結果の発生を構成要件とする犯罪については、犯罪の実行行為が日本船舶内で行われ、結果が国外地で発生した場合はもとより、実行行為が国外地でなされ、結果が日本船舶内で発生した場合をも含むと解するのが相当であるところ、…過失行為を行った機船テキサダ号はリベリア国籍であるけれども、これと衝突した機船銀光丸は船舶法1条所定の日本船舶であり、…傷害及び艦船破壊の結果はすべて右銀光丸内において発生したものである。

17. 東京地判昭56. 3. 30月報13-3-299【KDD贈収賄事件】

【事項】属地主義原則と犯罪地；共謀・約束が日本国内で行われ、賄賂贈与が国外で実行された場合；賄賂の供与が国外で実行されたとしても、その共謀や約束が日本国内で行われた場合には、賄賂の供与を含めた全体が国内犯に当たるとされた事例【事実】KDD社長室長Aは、国内でBらと、通信監理官甲らに職務に関して賄賂を提供することを共謀・約束し、甲らをイタリア及びスペイン観光旅行に招待し、その費用相当の財産上の利益を供与した。贈収賄罪。【理由】わが刑法の場所的効力の範囲を決定するにあたっては、わが国における法秩序の維持と法益保護との関連において、刑罰権の行使に支障がないことを基本とすべきであって、刑法1条1項にいう「日本国内に於て罪を犯したる」とは、犯罪構成事実の全部が日本国内で実現したことを要すると限定して解釈すべきではなく、その一部が日本国内で実現するをもって足り、犯罪構成事実の範囲如何も、この観点から決すべきものと解するのが相当である。

18. 神戸地判昭57. 3. 29月報14-3=4-282【第三伸栄丸事件】

【事項】売主を内国法人、買主を外国法人とする売買契約が締結された船舶を公海上で沈没させた事案につき、右船舶はいまだその所有権が売主に留保されているから刑法1条2項の「日本船舶」に当たるとして、艦船覆没罪が成立するとされた事例

19. 那覇地判昭57. 10. 12月報14-10-755

【事項】実行行為が日本国内、幫助行為が日本国外で行われた場合における幫助犯に対する国内法の適用の可否（積極）【事実】外国人Aは、同じく外国人Bが日本国内に大麻を密輸入することを知りながら、フィリピン共和国において、同人からの依頼を受け、同人から大麻104グラム余

【資料】

を受け取り、同国米海軍基地において、これを発電機内に隠匿し、同人の犯行を幫助した。Bはそれを在沖繩米軍基地において軍用機から取り下ろした。A、Bに、大麻取締法違反、同幫助、関税法違反、同幫助罪。【理由】共犯（教唆と幫助）についての犯罪地が共犯行為のなされた場所ということは勿論であるが、共犯は、自己の行為に基づき、正犯の行為を通じて発生した結果についてその罪責を問われるのであるから、正犯の行為のなされた場所も共犯行為のなされた場所と並んで共犯の犯罪地と解するのが相当である。従って、正犯者が日本国内で犯罪を実行した以上、幫助犯である被告人も我が刑罰法規の適用を受けるものというべきである。

20. 高松高判昭61. 12. 2高刑集39-4-507

【事項】条例の罰則が当該地方公共団体の区域外にある者に対して適用された事例【事実】Aは、昭和59年2月頃から昭和61年1月頃までの間、数回に亙り徳島県所在の自宅から香川県にある甲方に電話をして、同人の妻乙43歳に対し「あんたが好きです。会ってほしい。」などと反復して申し向け、同女に著しく不安又は迷惑を覚えさせるようなことをした。原審、無罪。破棄、所謂香川県迷惑防止条例違反罪。【判旨】県条例が禁止する内容の電話を当該県外から県内に通話した者は、電話を受けた場所である結果発生地が当該県内である以上、当該県民及び滞在者でなくても、当該条例の適用を受ける。

21. 東京地判昭62. 8. 7判タ650-257【ロス疑惑殴打事件】

【事項】国外での犯行につき共謀による殺人未遂の成立が認められた事例

22. 名古屋高判昭63. 2. 19高刑集41-1-75

【事項】幫助行為が日本国外で行われ正犯の実行行為が日本国内で行われた場合と従犯の犯罪地【事実】Aは、日本国外において、Bによる大麻の日本国内への輸入行為とその際の税関長の許可を受けない大麻の関税法上の輸入行為との際に、同人から右大麻の入手方の依頼を受けたので、同人に大麻売渡人甲を紹介し、甲からBへの大麻の売渡しの席に同席した。Bは、それにより大麻を日本国に輸入した。大麻取締法違反、同幫助、関税法違反、同幫助。棄却。【判旨】幫助行為が日本国外で行われた場合であっても、正犯の実行行為が日本国内で行われたときは、従犯は日本国内で犯罪を行ったことになる。【理由】幫助犯は、正犯の実行があって初めて犯罪として成立するものに過ぎないから、幫助犯の幫助行為そのものが行われた場所が我が国内ではなくても、正犯の実行が日本国内で行われた場合にも、幫助犯が日本国内において罪を犯したことになるといわざるを得ない。

23. 仙台地裁気仙沼支判平3. 7. 25判タ789-275【第8富山丸事件】

【事項】犯罪の一部（謀議行為）のみが日本船舶内で行われた場合国内犯に当たるか（積極）

【事実】遠洋漁業の漁船上で発生した傷害致死事件に関し、漁船の漁労長をしていたXは、同船舶内で犯人の依頼を受けて謀議し、タヒチ島において過失による事故である旨内容虚偽の死亡事故発生報告書を作成するとともに、それを海上保安部に向け電送提出して行使した。証憑偽造、

同行使罪。【理由】偽造証憑行使の一部が日本国籍を有する船舶内で実行された場合には、その行為の全体について日本国刑法が適用されると解する。

24. 山形地判平10. 3. 20公刊物未登載

【事実】Aは、日本国内からアメリカのプロバイダーを通じてわいせつ画像情報を掲示し、日本国内にいる不特定・多数の者をしてこれにアクセスして画像情報を観覧させた。【判旨】該行為は、わいせつ物陳列罪となりうる。

25. 大阪地判平11. 3. 19判タ1034-283

【事項】日本国内から日本国外の海外プロバイダーのサイバーコンピューターにわいせつ画像データを逆信し記憶蔵置させる行為にも刑法を適用することができるとされた事例

26. 大阪地判平14. 6. 20研修651-25

【事項】児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の国外犯規定により処罰された事例【事実】日本人Xは、カンボジア王国で児童買春した。

27. 盛岡地判平16. 1. 20研修670-13

【事項】公海上の日本船舶内で発生した外国人による殺人事件につき日本国の裁判所において審理され未必の殺意が認定された事例【事実】メキシコ沖の公海を航行中の日本船籍船舶（マグロ延縄漁船）内において、同船冷凍助手として乗り組んでいたインドネシア人Xは、同船の冷凍長であったインドネシア人Aを殺害した。

28. 東京地判平16. 11. 10判時1893-160

【事項】外国大使館の事務職員であって日本国民である被告人の判示の行為に対し、我が国の刑事裁判権が及ぶとされた事例【事実】スリランカ大使館の事務職員で日本国内に居住する日本国籍を有するXは、業務として普通自動車を運転中、過失によりAに傷害を負わせた。【理由】被告人のような者が我が国において刑事裁判権免除が認められるためには、国内法上、法律等の明文の規定が必要であるところ、そのような明文の定めは一切見当たらない。[控訴棄却確定]

II 刑法の時間的効力

(1) 大 審 院

1. 大判明34. 4. 12刑録7-4-43

【事項】新旧法の比較【事実】被告人Aは、郵便切手再貼用の行為をした後で、郵便法が施行された。旧法である旧刑法199条違反行為については監視の付加刑がついていたが、新法にはその付加刑はなかった。原審は旧法を適用。破棄。【判旨】新旧2法の軽重を比較するに当たり、2法

【資料】

共に付加刑あるときは付加刑の種類、異同如何に拘わらず専ら主刑のみに依り軽重を比較すべきものとす。而して主刑同一にして旧法には監視の付加刑あり、新法には付加刑なき場合に在りては旧法を以て重しとす。

2. 大判明36. 2. 3刑録9-108

【事項】新旧法の比照【判旨】新旧法を比照するに当たり新旧共に其の刑相均しきときは旧法に従い処断すべきものとす。

3. 大判明36. 10. 6刑録9-1443

【事項】新旧法の比照【判旨】法律は頒布以前に係る犯罪に及ぼすことを得ず。而して新法の刑、旧法の刑より軽き場合に付ては刑法3条2項の例外ありと雖も、新旧両法の刑全く同一なるときは該例外の場合に該当せず。従って、旧法を適用すべきものとす。

4. 大判明41. 5. 22刑録14-591

【事項】新旧法条の比照と主刑、付加刑【事実】Aが無免許で酒類を製造した当時、酒造税法22条はその行為に対し50円以上5千円以下の罰金を規定していたが、その後、法改正があり、同行為に対し罰金30円以上5千円以下の罰金及び酒類・器具等の没収が規定された。原審は、罰金は新法が軽いとしてこれを適用したが、付加刑である没収は新法が重いとしてこれを適用しなかった。破棄。主刑、付加刑共に新法適用。【判旨】主刑と付加刑とは相合して1の犯罪に対する刑罰を成すものとす。従って、新旧法条を比照し新法条を軽しとするときは仮令旧法条には付加刑なく新法条にのみ付加刑の設ありとするも全部新法条を適用せざるべからず。

5. 大判明41. 10. 20刑録14-854

【事項】①新旧森林法の比照②旧刑法3条2項の意義【判旨】①森林法違反の行為が2個以上俱発し又は他の犯罪と俱発したる場合に於いて、旧法に依り其の刑を併加するも新法の数罪俱発例に従いて選出したる1の重き刑より軽きときは、旧法を以て新法より軽しとす。然れども、該行為が官印盗用罪と俱発したる場合に於いては、刑を併加するは之を併加せざるより常に重きを以て、新法は旧法より軽しと云はざるべからず。②旧刑法3条2項は、所犯新法頒布以前に在て未だ判決を経ざるものは新旧の法を比照し何れか其の軽き1法に従い処断すべき旨を規定したるものにして、刑に付ては旧法に従い数罪俱発に付いては新法に従うと云うが如く新旧両法を折衷して適用すべきことを規定したるものに非ず。

6. 大判明41. 12. 3刑録14-1079

【事項】出版法違反罪と新旧法の比照【判旨】出版法違反の罪は新旧法実施に依り毫も刑の変更なきものなれば刑法6条を適用して新旧法の比照を為すべき限りに在らず。事実関係不明。

7. 大判明41. 12. 17刑録14-1111

【事項】刑法6条の法意と召集不応の件【事実】Aは陸軍刑法召集不応の罪を犯したが、その後該当法の改正があった。しかし、本件では両法の刑の軽重なく、原審は不遡及原則により旧法を

適用した。棄却。【判旨】犯罪後法律の改正に因りて刑の変更ありたるや否やは新旧両法を対照比較して後始めて之を知ることを得。故に其の刑同一なるが為め旧法を適用して処断すべき場合に於いても、先ず新旧両法を比照せざるべからず。

8. 大判明41. 12. 21刑録14-1150

【事項】①旧法を適用すべき犯罪に対する刑名②旧法を適用すべき場合の没収処分【判旨】①刑法施行法には旧刑法の刑を新刑法の刑に変更する旨の規定なければ、旧刑法を適用すべき犯罪に対しては同法の刑名を其のまま存置すべきものにして、之を新刑法の刑名に変更して其の言渡を為すべきものに非ず。②或る犯罪に対し旧刑法を適用すべき場合に於いては、付加刑たる没収処分に付いても亦同法の規定に依拠することを要し新刑法の規定を適用すべきものに非ず。事実関係不明。

9. 大判明42. 1. 21刑録15-10

【事項】新旧両法の軽重を定める標準【事実】原審は、官公文書偽造行使並びに官公印盗用の各所為は犯情諒すべきものがあるとしながら、新旧両法を比照し旧法が軽いとして之を適用処断したが、没収刑については刑法のその規定を引用しなかった。【判旨】新旧両法の軽重は主刑の軽重に依り之を定むべきものとす。故に裁判所が刑法6条の適用上新旧刑法の軽重を定むるに当たり両法の主刑を対照比較したる以上は没収刑に付き比照せざるも違法なりと云ふを得ず。棄却。

10. 大判明42. 2. 4刑録15-39

【事項】未決勾留日数の刑期算入【判旨】新旧法を対照し軽き旧法を適用すべき場合に於いては、新刑法21条を適用して未決勾留の日数を刑期に算入することを得ず。事実関係不明。

11. 大判明42. 2. 8刑録15-75

【事項】刑法施行法19条1項の解釈【事実】Aは、医師免許を受けずして表面はBの名義を用い、その実A自ら常業とする意思を以て甲外12名の眼病を診察し且つ治療をした。その間刑法改正。原審は新刑法19条を適用して没収。破棄、旧刑法43条、44条に従い没収。【判旨】刑法施行法19条1項に依り他の法律の刑名に変更を來たし刑法総則の適用上新旧2個の刑を生じたる場合に於いては、刑法6条に従い新旧の刑を比照し其の軽きものを適用して処断せざるべからずと雖も、其の刑に何等の変更を生ぜざるときは犯罪当時の法律たる旧刑法の総則を適用して処断すべきものとす。

12. 大判明42. 2. 8刑録15-80

【事項】新聞紙條例違反罪と新旧法の比照【判旨】新聞紙條例は刑法及び刑法施行法の実施に因り其の主刑の刑名を変更せられたるも、同條例33条の違反事件に付いては其の刑期金額変更せられざるを以て、刑法6条を適用すべき限りに在らず。原判決は6条を適用。破棄。

13. 大判明42. 2. 12刑録15-97

【事項】明治38年法律66号第6条未遂罪と刑法改正【事実】Aは、明治39年10月頃、流通させる

【資料】

目的を以て韓国流通第一銀行500円券を偽造することを企て、その器械の一部を製造した。刑法改正。原審は、犯罪当時の法律における刑が軽く、刑法6条により犯罪当時の法条を適用。棄却。

【判旨】明治38年法律66号第6条に所謂未遂犯罪の例とは旧刑法の未遂犯罪に関する規定を指称したるものなれども、新刑法実施後に於いては刑法施行法22条に従い新刑法の未遂犯罪に関する規定に変更せられ、其の結果刑の変更を生じたるものとす。故に裁判所が刑法6条に依り新旧2法を比照し軽きに従って処断したるは相当なり。

14. 大判明42. 4. 23刑録15-509

【事項】継続犯的性質の犯罪と刑法改正【事実】Xは、旧刑法施行時にAに対し恐喝手段を施し、新刑法施行後に金員を喝取した。恐喝罪。棄却。【判旨】継続犯は1罪として論ずべきものなれば、其の行為の完結したる時期に於いて行わるる法律を適用すべきものとす。故に旧刑法の実施当時より新刑法の実施時期に涉りて継続実行せられたる犯罪に対しては新旧法の比照を為すべき限りに在らず。

15. 大判明42. 7. 20刑録15-1004

【事項】刑法施行前の犯罪に対する新旧法の比照方【事実】Aは、抵当権設定登記申請書等を偽造し、それを行使して登記官吏に対し抵当権設定登記に関する虚偽の申し立てを為し、登記官吏をして登記簿原本に不実の記載を為さしめ備え付けさせ、財物を詐取した。【判旨】刑法施行以前の犯罪に対し新旧両法を比照するに当たり、旧刑法に在りては公訴に係る犯罪行為に包含せられざる別個の行為にして且つ罪と為らざるものなるも、新刑法に於いては罪と為るべき行為にして且つ公訴に係る犯罪と牽連し1個の犯罪を組成するものあるときは、此行為に対しても新法を適用し以て其の比照を為さざるべからず。

16. 大判明42. 11. 1刑録15-1498

【事項】刑法施行の前後に跨がる牽連犯の処分【判旨】旧刑法時代に完成したる或る行為と刑法施行後に成立せる他の行為と互いに相牽連し1罪を以て論ずべき関係を有するときは、其の全部の行為に対し総て（新）刑法を適用せざるべからず。【理由】被告偽証の行為は旧刑法時代に完成し、旧刑法に於いては刑法223条に該当し刑法に於いては169条に該当し、同罪は刑法施行後に成立したる本件詐欺未遂の行為に対しては手段たる関係を有するを以て、同法54条1項後段に依り1罪として其の最も重き偽証の刑を以て処断すべきものとす。

17. 大判明42. 12. 3刑録15-1725

【事項】刑法施行の前後に跨がる牽連犯の処分【判旨】旧刑法実施中文書を偽造し刑法実施の後之を行使したる場合と雖も、其の偽造と行使との間には原因結果の関係あるを以て、刑法54条に依り其の最も重き所為を問ひ1罪として之を処分せざるべからず。（新）刑法の各法条を示し被告を有罪に処断したるは不法あることなし。

18. 大判明43. 5. 17刑録16-877

【事項】 刑法施行の前後に跨がる犯罪行為の処分【事実】 Aは、財物騙取の目的を以て約定証書1通を偽造し、反訴請求の立証方法として明治41年9月21日弁論の際被告弁護人をして之を裁判所に提出せしめ、反訴請求金額を騙取しようとしたが、訴訟進行中の明治42年3月28日に事件が発覚したため目的を遂げなかった。【判旨】 刑法施行前或犯罪に着手したるも其の施行後之を行い終わりたるときは全部の犯罪行為に対し其の終了当時の法律たる（新）刑法を適用処断すべきものとす。【理由】 本件犯罪に付き被告が最終的に欺罔手段を施したるは明治41年9月21日にして刑法施行前に在りと雖も、其の欺罔行為の効果は本件犯罪の発覚に依り罪の完成を妨げられたる時期即ち明治42年3月28日迄継続し、本件犯罪はこの時期に於いて終了したるもの。

19. 大判明43. 11. 24刑録16-2118

【事項】 連続犯に対する新法の適用【事実】 Xは、免許を受けずして明治40年1月頃より同41年9月頃迄に互り清酒を含有する甘葡萄酒16石8斗を製造した。明治41年3月16日酒精等飲料税法改正施行。【判旨】 被告が単一なる意思の発動に基づき同種の行為を継続したる場合に於いては、其の行為全部が1罪を組成するに過ぎざるを以て、該犯罪の完成前法律に依り刑の変更ありたるときは、其の行為全部に対し新法を適用せざるべからず。

20. 大判明44. 4. 28刑録17-701

【事項】 本刑並びに附加刑の準拠法【事実】 文書偽造行使詐欺事件で原審は変造文書没収につき附加刑のみに新法適用。破棄。【判旨】 没収は一の附加刑処分にして刑罰なること勿論なるを以て、刑法6条に依り新旧刑法比照の結果、本刑にして旧刑法の適用を受くる以上は附加刑も亦同法の明文に則るべきものとす。

21. 大判明44. 6. 23刑録17-1252

【事項】 旧刑法時代より新刑法時代に互る従犯の準拠法【事実】 Xらは、Yが明治38年中より同43年1月迄博徒結合図利行為を継続して行ったのに、同期間にわたり歩金取り立てや紛議の仲裁などの幫助行為を継続して行った。【判旨】 従犯行為が旧刑法時代より新刑法時代に互り継続して行われたる場合に於いては、新旧刑法を比照することなく単に新刑法のみを適用すべきものとす。

22. 大判明44. 6. 23刑録17-1311【土師耕地整理事件】

【事項】 新刑法時代に行使されたる文書偽造の準拠法【事実】 Aは、耕地整理の会計主任として従事中、郡費を騙取しようとして、明治40年4月以降居村耕地整理事務所において、甲名義の築堤人夫請負金額領収証書37通等を偽造し、該名下に其实印を使用し、それをを用いて金5千円余を騙取した。文書偽造行使詐欺罪。棄却。【判旨】 文書偽造（と）新刑法時代に行われたる該偽造文書の行使及び之を手段とした詐欺取財とは互いに新刑法54条に所謂手段若くは結果たる関係を有するを以て、右文書偽造の時期如何を問わず常に1罪を組成すべきものなれば、該文書偽造が

【資料】

仮令旧刑法時代に終了し、又は旧刑法時代より新刑法時代に継続して行われたりとするも、全部の偽造に対しては新刑法のみに依り擬律すべきものとす。

23. 大判大2. 1. 31刑録19-151

【事項】①比照の結果に依る旧法適用と附加刑②新旧両法の比照と附加刑対照の要否【事実】Aは、明治41年4月10日より同42年6月16日迄の間に、韓国より密かに砂糖を内地に輸入し関税を遁脱した。砂糖は現在せず没収できなかった。原判決は、主刑については行為時法が軽く裁判時法が重いため旧法（行為時法）を適用したが、追徴については有利な新法（裁判時法）を適用せず旧法を適用した。関税法違反。棄却。【判旨】①砂糖密輸入事件に付き新旧法比照の結果旧法を適用すべき場合に在ては、附加刑たる没収又は之に代るべき追徴も亦旧法に従うべきものなれば、到着価格に関税及び消費税を加えたる金額を追徴するも違法に非ず。②法律改正の場合に於て新旧両法を比照するには新法の主刑と旧法の主刑とを対照し刑法10条の規定に依り其輕重を定むべきものにして、附加刑たる没収又は之に代わるべき追徴処分の如きは之を対照するの要なきものとす。

24. 大判大9. 6. 30刑録26-485

【事項】衆議院議員選挙法の適用【事実】改正選挙法は同附則の規定により「次の総選挙（大正9年5月10日）より之を施行す」とあるのに、原審は大正9年4月20日に言い渡した判決で新法を適用した。破棄。【判旨】改正衆議院議員選挙法は大正9年5月10日より一般的に施行せられたるものなるを以て、其以前に於いて判決を為すに当たり改正前の法律と改正法律とを比較して擬律するは不法なりとす。

25. 大判大11. 8. 23刑集1-420

【事項】業務上横領事件と下調手続【判旨】刑法253条の改正以前に犯したる業務上横領行為と雖も、改正法条実施後に審理を為す場合に於いては、重罪下調手続を為すことを要せず。【理由】刑法253条は大正10年法律77号を以て改正せられたる結果、同条実施前の業務上横領行為に付いては刑法6条により新旧両法の刑の輕重を比照し其の輕き改正新法条の刑たる1月以上10年以下の懲役刑を適用すべきものなれば、被告に対する所論予審終結決定により事件は刑法施行法29条により刑事訴訟法237条の重罪事件に当たるものにあらず。棄却。

26. 大判大11. 9. 12刑集1-437

【事項】新旧法の1は単一刑にして他は併科刑なる場合の刑の輕重【事実】Xらは、国有林内に生植する椴松、蝦夷松を伐採し窃取した。犯行後、森林法が該行為に対しても適用されることになった。刑法235条は10年以下の懲役であり、森林法84条は3年以下の懲役及び贓額2倍以下の罰金である。原審は新法適用。棄却。【判旨】犯罪後の法律に因り刑の変更ありて、旧法の刑が有期懲役にして新法の刑有期懲役及び罰金なるも、旧法の有期懲役新法の有期懲役より重きときは、新法の刑を輕しとし新法の有期懲役及び罰金の刑を適用すべきものとす。【理由】まず懲役刑の

長期を比較し其の長きものを重しと為すべく、若し2者同じき場合には罰金を併科すべき刑を以て重しと為すべきは、蓋法の精神に合致するもの。

27. 大判大15. 7. 20刑集5-326

【事項】大正15年法律19号附則2項の解釈【事実】Xは、大正13年9月頃より大正14年4月1日迄税法違反の事実があった。大正15年4月1日より改正法施行されたが、付則に、2年間、既に貼った印紙税額の5割相当金額の払戻を行う旨規定された。原審は売薬税法により処罰。棄却。【判旨】大正15年法律19号附則2項の規定は、本法施行前売薬税法に依り相当印紙を貼用して販売すべき売薬につき税法違反の所為ありたるときは、同法廃止後と雖もなお其の適用あることを示したる趣旨なりとす。

28. 大判大15. 11. 4刑集5-535

【事項】有罪破産と法律の適用【事実】原審は新旧両法を比照することなく漫然と破産法罰則を適用した。破棄自判。旧商法詐欺破産は軽懲役（6年以上8年以下）、破産法詐欺破産罪は5年以下の懲役又は5千円以下の罰金。【判旨】旧商法破産編施行当時有罪行為終了し破産法施行後破産宣告確定したる事件に付ては、新旧両法を対照比較して其の軽きものを適用すべく、単に新法のみを適用すべきものに非ず。

29. 大判大15. 11. 12新聞2637-12

【事項】法の廃止による刑の変更；特別法に依る提訴後同法廃止に因る普通法適用【事実】Aは、治安警察法に該当する脅迫行為を犯した。その後、同法が廃止された。原審は、特別法たる法律が廃止された後には一般法が適用されるとして刑が重い刑法脅迫罪を適用処断した。この点破棄。

【理由】本件は犯罪後の法律に因り刑に変更を生じたる場合に該当するものとす。故に刑法6条を適用して新旧両法中軽きものを適用せざるべからず。

30. 大判昭3. 5. 29刑集7-409

【事項】市制40条の法意と準用せらるる法律の変更ありたる場合【事実】市会議員選挙罰則違反後、法律の変更があったが、原審は両法を比照せず。その点違法、結論的に犯罪時法が軽く、棄却。

【判旨】市制40条の規定は、同条所定の議員選挙に付き其の選挙時に施行せらるる衆議院議員選挙に関する罰則を準用するの趣旨と解すべく、従って市会議員選挙罰則違反事件を審判するに当たり其の経過に於いて犯罪時と判決時とに依り適用すべき罰則を異にするときは、刑法6条に則り之を処罰すべきものとす。

31. 大判昭5. 12. 8刑集9-858【喜昌丸事件】

【事項】新旧両法に於ける刑の軽重【事実】Aは、昭和5年3月4日、漁業規則に違反し底引き網漁をした。機船底曳網漁業取締規則は昭和5年9月13日改正され同日施行された。旧法は該行為の刑につき3月以下の懲役又は100円以下の罰金に処すとあるを新法は3月以下の懲役若しくは禁固又は100円以下の罰金に処すと改めた。原審は同月13日判決を言い渡し（この点やや不分

【資料】

明), 罰金50円に処した。上告審は新法が軽いとして破棄し同一主文を言い渡した。【判旨】機船底曳網漁業取締規則に3月以下の懲役又は100円以下の罰金に処すとあるを3月以下の懲役若しくは禁錮又は100円以下の罰金に処すと改めたる新法の刑は旧法より軽しとす。【理由】新法は旧法の刑を改正し新に選択刑として懲役刑に比し軽き禁固刑を加え其の自由刑の裁量範囲を拡張したるものなれば即ち新法の刑は旧法に比し軽きものというべし。

32. 大判昭6. 11. 26刑集10-634【無産者新聞等事件】

【事項】包括一罪と新旧法の適用【事実】Aは、治安維持法改正前に於いて同法1条の結社に該当する日本共産党黨員資格を獲得し、次で右昭和3年6月29日改正前後に互って党目的遂行の為にする行為を行った。結社加入、結社の目的遂行のためにする行為の刑は旧法が軽かった。原審はこれを連続犯とし、且つその一部につき新旧法を比照した。この点失当としつつ、棄却。【判旨】包括的一罪を組成する一団の多数行為が旧法時代より新法時代に継続して実行せられたる場合には、其の全体を包括一罪として之に対し新法を適用す。【理由】このこと既に久しく本院判例の趣旨に於て承認せらるる所なり。

33. 大判昭7. 4. 1刑集11-318

【事項】昭和6年法律49号附則と刑法6条【判旨】昭和6年法律49号附則に基づき改正前の税率に依り織物消費税を課すべき場合の反則者に対しては、其の税額を基礎として罰金額を算定すべきものにして、刑法6条を適用すべきものに非ず。【理由】其の附則に依れば左に掲げる織物又は之を以て製造したる物品に付いてはなお従前の例に依るとある。

34. 大判昭9. 1. 31刑集13-28

【事項】犯罪後の法改正でその刑が同一である場合に適用すべき法律【事実】Aは、自動車運転手の免許なくして昭和8年6月7日朝車庫前より駅までの間乗用自動車を運転した。自動車取締令は昭和8年8月に改正されたが刑は同一であった。同令違反罪、罰金20円。棄却。【判旨】犯罪後法律の改正ありたるも刑に変更なきときは行為時法たる旧法を適用すべきものとす。

35. 大判昭9. 6. 23刑集13-873【金水堂事件】

【事項】連続犯が新旧両法に跨がる場合と刑法6条【事実】Aは、犯意を継続して昭和8年3月3日より昭和8年7月2日迄の間前後数十回に互り、金地金合計18貫を許可なく内地より上海に輸出した。その間に外国為替管理令は改正され同年5月1日より施行された。原審は、同令違反で懲役3月とした。棄却。【判旨】連続犯の一部が仮令旧法時代に行われたりとするも他の一部が新法時代に行われたるときは、新法のみを適用して処断すべく、刑法6条により新旧両法を比較して軽きに從て処断すべきものに非ず。【理由】なお単純1罪が新旧両法に跨りて行われたるときと同じく1罪として新法のみを適用して処断すべき場合に該当す。

36. 大判昭11. 5. 7刑集15-587

【事項】犯罪後の処罰規定の改正と新旧両法の比照【事実】Aは、公職選挙立候補予定者のため

に無資格で選挙運動接待饗応した。その後、選挙関係の法改正があったが刑は同一であった。原審は新旧の比照をせず単純に行為時法を適用した。上告審は、原審が新旧比照しなかった点は失当だが、結局破棄理由とならずとした。【判旨】衆議院議員選挙罰則違反の犯罪後其の罰則規定の改正ありたる場合には新旧両法を比照し其の刑に軽重なきときは行為時法たる旧法を適用すべきものとす。

37. 大判昭15. 7. 1刑集19-401

【事項】昭和13年商工省告示261号の指定価格超過販売と昭和14年商工省告示109号【事実】Aは、鋼屑を法定価格を超過する価格で販売した。その後価格改定された。原審は販売当時の価格を基準とした。棄却。【判旨】昭和13年商工省告示261号施行当時に於ける故又は屑の鉄の販売行為に付いては同号を以て其の価格を律すべく、其の後に公布せられたる昭和14年商工省告示109号を適用すべきものに非ず。【理由】輸出入品等に関する臨時措置に関する法律2条の規定に基づき昭和13年商工省56号を以て物品販売価格取締規則を設け、国民経済の運行を確保せんとしたるものなるが故に、指定物品の販売価格の当否は、当然に販売当時の指定価格を規準として決すべく、其の後の経済事情の変動に依りて指定価格の変更せられたる場合に於いても毫も影響を受くべきものにあらず。

38. 大判昭15. 7. 18刑集19-457

【事項】輸出入等臨時措置法に基づく命令の改廃とその違反罪に対する擬律【事実】鉄屑販売業者Aは、所定の割当証明書と引換なく販売した。その後、規制告示が廃止された。原審は該違反により処罰。棄却。【判旨】輸出入品等に関する臨時措置に関する法律に基づく昭和13年商工省令56号物品販売価格取締規則同年商工省告示261号施行当時に於ける同法令の違反行為に付いては、同告示が昭和14年商工省告示109号に依り廃止せられたる以後に於いても、尚行為時法を以て之を処断すべきものとす。【理由】新告示に旧告示を廃止すとあるも、之れ旧告示に於ける指定価格を新告示実施以後更定する旨を明示するに止まり、旧告示実施当時の違反事実に関し新告示以後之を処罰せずとの法意を表明せるものと論ずるを得ず。

39. 大判昭15. 7. 18刑集19-470

【事項】輸出入品等に関する臨時措置に関する法律に基づく命令の改正と新旧比照【事実】鉄屑販売業者Aは、銑鉄屑を法定価格を超える価格で販売した。その後、統制告示は廃止された。原審は該行為を処罰。棄却。【判旨】輸出入品等に関する臨時措置に関する法律に基づく命令に違反したる事犯を判決するに当たり、該命令の改正ありたるときと雖、新旧法を比照すべきものにあらず。【理由】該法律は支那事変終了後1年内に廃止せらるべき法律として社会情勢経済事情の変動に伴い適切なる措置を命令に委任したるものなるが故に、其の命令のしばしば変更せらるることあるべきは当初より予想せられ、而も事犯ありたるときは即時に之を処罰し以て其の趣旨を達成すべきものなれば、其の発覚が遅れ又は裁判の進行中に於いて命令の変更せらるることあ

【資料】

りとするも、其の本来の目的とする処は行為時法を適用するにあるを以て、新旧法を比照するの論議を容るの余地なきものとす。

40. 大判昭16. 5. 20刑集20-305

【事項】指定価格の変更と新旧比照の要否【事実】甘酒製造販売業者Aは、統制価格を超えて甘酒を販売した。その後指定価格の変更があった。原審は行為時を規準として処罰。棄却。【判旨】国家総動員法並びに之に基づく勅令その他の命令に於いて指定価格の変更ありたる場合に、其の変更前に為されたる犯行に付いては、変更後に於いても新旧法の比照を為さずして行為時法を適用すべきものとす。

41. 大判昭16. 7. 17刑集20-425

【事項】刑法18条の労役場留置期間変更と同法6条【事実】Aは、衆議院議員再選挙に際し立候補した者であるが、自己の当選を得る目的を以て甲らに対し選挙運動を為す報酬として金員を供与した。犯行後に刑法改正があり労役場留置期間が延長された。原判決は新法を適用した。破棄自判、刑と期間は原審と同一。【判旨】犯罪後の法律に依り労役場留置の期間に変更ありたるときは刑法6条の趣旨に則り其の軽きものを適用すべきものとす。【理由】刑法18条に規定する労役場留置の言渡は、判決により刑の執行基準を定めしむべき趣旨にして刑其のものにあらずと雖も、体刑の如く執行官に其の処分を為さしむべきものと其の性質を異にす。故に、罰金料の言渡を為したるときは必ず判決に於て之を完納すること能はざる場合の補充的宣告を為さしむべき趣旨にして、刑法上刑に準じて規定したるものと解するを妥当とす。

42. 大判昭17. 2. 27全集9-505

【事項】酌量せられべき情状に関する規定の変更と刑法6条の適否【判旨等】刑法6条に依る行為時法と裁判時法との比照は、刑に何らの変更なく単に科刑に影響を及ぼすものとして酌量せられべき情状に関し両者の規定を異にするに止まるが如き場合は、同6条を適用すべき限りに在らず。然れば、裁判時法たる改正外国為替管理法及び之れに基づき発せられたる同施行規則が行為時法たる旧外国為替管理法及び之に基づき発せられたる外国為替管理法に基づく命令の件に対しそれぞれ変更を加え、特に施行規則中には中華民国と満州国及び関東州を除く外国との間に区別を設け、中華民国に関しては右外国に比し其の取扱を寛にせる規定なきに非ずと雖も、外国為替管理法の刑罰規定は改正の前後を通して毫も変更を見ざるを以て行為時法たる旧法を適用処断するを正当なりとす。棄却。

43. 大判昭17. 7. 16刑集21-299

【事項】収賄罪に付き旧法を適用すべき場合と追徴の準拠法条【事実】公務員Aは、請託を受け職務に関し賄賂を収受した。その後、該収賄罪の刑の引き上げが為された。原審は収賄行為については旧法を適用したが、追徴については新法を適用、懲役3月猶予3年追徴80円。破棄、刑と追徴は同一。【判旨】収賄罪に付き新旧法比照の結果旧法を適用すべきものなる以上没収に代わ

るべき追徴も亦旧法を以て律すべきものとす。

44. 大判昭17. 9. 19刑集21-431

【事項】併合罪と改正せられたる刑法18条の適用【判旨】刑法18条の改正前に犯されたる罪と改正後に犯されたる罪とを併合罪とし、同法48条2項に則り所謂併合罪たる罰金刑を量定したるときは、其の換刑処分に付いては新法たる刑法18条を適用するを以て足るものとす。【理由】其の刑は法律改正前の犯罪のみに対するものにあらずるが故に其の換刑処分に付いては比照従軽の措置を取ることを得ず。

45. 大判昭19. 6. 23刑集23-136【四方事件】

【事項】賄賂罪と刑法6条【事実】Aは、昭和17年12月～18年3月頃の間徴用を免れるため徴用係公務員Bに対して賄賂を提供した。その後、戦時刑事特別法に加重規定が設けられた。原審、懲役6月。当審、懲役6月猶予3年。【判旨】犯罪後の法律に依り刑の変更ありたる場合なるを以て刑法6条10条により軽き行為時法たる刑法の刑に従う。

(2) 最高裁

1. 最大判昭23. 5. 26刑集2-6-529【ブラカード事件】

【事項】不敬罪規定の削除と大赦【事実】昭和20年終戦、ポツダム宣言受諾。昭和21年5月19日、不敬罪行為食糧メーデー。同年6月22日、不敬罪起訴。同年11月2日1審判決、不敬罪規定無効、名誉毀損罪で懲役8月。同月3日、大赦令公布施行。第2審判決、不敬罪存続、実体審理、免訴。昭和22年、不敬罪規定削除。昭和23年最高裁判決、多数意見は棄却免訴、甲少数意見は破棄（実体審理無用）免訴、乙少数意見は無罪。

2. 最判昭23. 6. 22刑集2-7-694

【事項】刑の執行猶予の条件に関する規定の変更と刑法6条【判旨】刑の執行猶予の条件に関する規定の変更は、刑法6条にいわゆる「刑の変更」にあたらぬ。

3. 最大判昭23. 11. 10刑集2-12-166の1

【事項】刑の執行猶予の条件に関する規定の変更と刑法6条【事実】Aは、強盗行為につき昭和22年10月22日に懲役3年に処せられた。その後、刑法一部の改正で3年の体刑に対しても執行猶予の言渡を受ける可能性が生じた。原審は改正法不適用。棄却。【判旨】刑の執行猶予の条件に関する規定の変更は、刑法6条にいわゆる「刑の変更」にあたらぬ。【理由】本件で問題となっている刑の執行猶予の条件に関する規定の変更は、特定の犯罪を処罰する刑の種類又は量を変更するものではないから、刑法6条の刑の変更にあたらぬ。刑の執行猶予は、その性質からいえば、刑の執行を一時猶予するだけのものである。つまり刑の執行のしかたであって刑そのものの内容ではない。【反対意見1】執行猶予を観念的に見ないで現実の制度として考えるときにおいて、それは単に刑の執行を一時延期するというばかりでなく、猶予期間を無事に経過した暁には刑の

【資料】

言渡の効力が失われるという制度であるという実態をそのまま端的に把握しなければならぬはずである。破棄差戻。

4. 最判昭24. 10. 2刑集3-10-1629

【事項】罰金額の変更と刑の変更【判旨】罰金額については昭和23年法律251号によって変更があったので、刑法6条に従い軽い行為当時のものによる。

5. 最判昭25. 3. 1刑集5-4-478

【事項】①関連した経済統制法令が相ついで廃止された場合にそれぞれの法令に「廃止前の行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例による」旨の規定の存するときと各法令廃止前の行為に対する罰則の適用（積極）②臨時物資需給調整法はその有効期間を延長する法律の公布の遅延によって昭和23年4月1日に失効したか（消極）③臨時物資需給調整法の有効期間を延長する法律の公布後の所為は同法により処罰されるか（積極）

6. 最判昭25. 3. 23刑集4-3-382

【事項】虚偽の封鎖預金支払請求書による預金払戻と金融緊急措置令の改廃【判旨】虚偽の封鎖預金支払請求書を提出し預金支払名義の下に金員を騙取したときは、その後金融緊急措置令に改廃があっても詐欺の罪責に影響を及ぼさない。棄却。

7. 最判昭25. 3. 24刑集4-3-402

【事項】麻薬取締法附則74条の法意【判旨】麻薬取締法附則74条は同法65条に掲げる法令廃止前の行為に対する罰則の適用については、刑の廃止変更があっても、刑法6条、旧刑訴363条2号の適用については、常に行為時法の規定によるべきことを規定した趣旨である。棄却。

8. 最大判昭25. 10. 11刑集4-10-1972【長沼青果組合事件】

【事項】統制額指定告示の廃止と「刑の廃止」【事実】Aは、統制額超過で統制品のリングを販売した。その後、果物の販売価格の統制額指定の件が廃止された。罰金5万円。棄却。【判旨】物価統制令3条違反の行為があった後に、同令に基づき価格等の統制額を指定した主務大臣の告示が廃止されても、旧刑訴363条にいわゆる「犯罪後の法令に依り刑の廃止ありたるとき」にあたらない。【理由】告示の直接規定するところは、果物の販売価格の統制額であって、この告示の廃止は、要するに、果物の販売価格についての統制額の指定の廃止であって、直接に刑罰法規の廃止ではない。【少数意見3】多数説および従前の大審院の判例は、純正限時法についての考え方を不当に拡張したものといわざるを得ない。必要ある場合には、法が忘れずに「なお従前の例による」との付則を付けているのに本件の場合何等そういう特別規定がないにもかかわらず刑法6条、旧刑訴363条等の適用を排除して刑を科さなければならぬとする根拠を見出し得ない。かかる科刑を敢えてすることは法律の規定に反して罰を科することになり不当である。免訴。

9. 最判昭25. 10. 26刑集4-10-2194

【事項】所持の継続と事後法【判旨】或る物の所持の継続中新たにその物の所持を禁止する刑罰

法規が施行せられた場合、その施行後依然継続せられる所持に対して、法令上特にその適用を除外する明文の存しない限り、その新法規の適用せられるべきはむしろ当然である。

10. 最判昭26. 3. 22刑集5-4-613

【事項】馬鈴薯が輸送禁止の主食から除外されたことと刑の廃止【事実】Aは、昭和22年8月中2回にわたって奈良県下において、当時食糧管理法施行規則23条の7によって輸送を禁止されていた馬鈴薯合計18貫を法定の除外事由がないのに輸送した。原審は食糧管理法違反罪を認めた。昭和24年12月1日、規則条文改正により馬鈴薯は輸送禁止の主要食糧から除外された。棄却。【判旨】右省令は、既に成立した主要食糧輸送禁止違反の犯罪に対する刑罰を廃止したものとはいえない。【理由】禁止規定は現在でもなお存在する。ただ、省令によって馬鈴薯が主要食糧から除かれ、輸送しても差し支えなくなっただけである。(これは刑の廃止に当たり破棄免訴すべしとの反対意見がある。)

11. 最判昭26. 3. 23刑集5-4-622

【事項】統制物資の範囲を定めた主務大臣の告示の廃止と「刑の廃止」【判旨】臨時物資需給調整法1条1項1号違反の行為があった後に、同法に基づき当該違反物資の範囲を定めた主務大臣の告示が廃止されても、旧刑訴363条にいわゆる「犯罪後の法令に因り刑の廃止ありたるとき」にあたらない。

12. 最判昭26. 7. 20刑集5-8-1604【錦山事件】

【事項】刑法6条違背と刑訴411条1号【事実】Aは、その罰金額が千円以下であったころ、盗品運搬行為を行った。その後、罰金等臨時措置法が施行され、罰金額の引き上げが行われた(余罪あり)。1審、2審は裁判時説を採った。懲役4年罰金1万円。破棄自判、懲役4年罰金500円。

【判旨】犯罪後の法律により刑の変更があったのに、新旧両法につき刑の比照をせず、重いものを適用処断した判決は、刑訴411条1号により破棄を免れない。

13. 最判昭26. 12. 20刑集5-13-2556

【事項】昭和22年政令118号飲食営業緊急措置令の性格【判旨】該政令は、限時法的性格を有する。

14. 最決昭27. 9. 25刑集6-8-1093【別府拳銃所持事件】

【事項】刑の変更と継続犯【事実】Xが拳銃を所持している間に、銃刀令の刑の変更があった。原審は新法を適用した。棄却。【決旨】刑罰法規に変更があった場合、継続犯については、その行為をなした時期において行われる法律を適用すべきである。

15. 最大判昭27. 12. 24刑集6-11-1346

【事項】銃砲火薬類取締法施行規則45条と昭和22年法律72号「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」1条【事実】Aは、昭和22年1月中旬頃自宅で爆薬を不法に所持していた。原審(昭和23年7月27日)は懲役1年。破棄免訴。【判旨】銃砲火薬類取締法施行規則45条の規定は、昭和22年法律72号1条により、昭和23年1月1日以降は国法としての

【資料】

効力を失ったものである。【反対意見1】

16. 最判昭27. 12. 25刑集6-12-1442【須磨事件】

【事項】刑法200条の犯罪成立後の民法改正と刑の変更【事実】Aは、婚姻先で姑甲との折り合いが悪く、夫Bの死亡後、親族会議で家を出ることに決したが、住宅事情のためやむなく甲方に居住中、甲を毒殺しようとして青酸カリ入り飯を食べさせようとしたが、遂げなかった。尊属殺人未遂罪。棄却。【判旨】刑法200条の犯罪成立後従来の民事法規によれば直系尊属であった者が、かりにその改正によりその身分を失うに至ったとしても、かかる場合を、犯罪後の法律によりその刑に変更があったときということとはできない。

17. 最判昭28. 3. 20刑集7-3-606

【事項】処罰規定の新設と所持罪【事実】薬剤師Aは、戦前より所謂ヘロインを所持する権限を有していたが、その後、麻薬取締法が施行され、その所持が禁止されたにもかかわらず、昭和24年8月まで所持を継続していた。同法違反罪。棄却。【判旨】物の所持の継続中あらたにその物の所持を禁止する刑罰法規が施行された場合においては、その施行後継続される所持に対しては、法令上特にその適用を除外する明文の存しないかぎり、その新法規が適用される。【理由】爾後法的評価を異にした別個独立の所持が成立するものと解するを相当とする。

18. 最大判昭28. 7. 22刑集7-7-1562【平和のこえ事件】

【事項】いわゆる「アカハタ及びその後継紙、同類紙の発行停止に関する指令」についての昭和25年政令325号違反被告事件は講和条約発効後は免訴すべきか。原審は懲役1年6月。破棄免訴。

【判旨】該事件は、講和条約発効後においては刑の廃止があったものとして免訴すべきである。

【反対意見4】犯罪者が行為時法によって処罰されるのは当然の約束であって、…本件政令325号は、…いわゆる限時法に属するもの。

19. 最判昭29. 1. 16刑集8-1-14

【事項】食管法上、麦が主要食糧から除外された場合と刑の廃止【判旨】従来主要食糧であった麦が主要食糧から除外されても、既にその前に成立した主要食糧買受けの罪に対する刑が廃止されたものということとはできない。棄却。【理由】判例は今これを変更する必要を認めない。

20. 最判昭29. 1. 16刑集8-1-24

【事項】食管法上、玄小麦が主要食糧から除外された場合と刑の廃止【判旨】該場合でも、既にその前に成立した主要食糧（玄小麦）輸送罪に対する刑が廃止されたものということとはできない。棄却。

21. 最判昭29. 2. 2刑集8-2-125

【事項】食管法上、小麦が主要食糧から除外された場合と刑の廃止【判旨】従来主要食糧であった小麦が主要食糧から除外されても、既にその前に成立した主要食糧輸送罪に対する刑が廃止されたものということとはできない。棄却。【理由】当裁判所の従来の判例の趣旨とするところであ

て、今これを変更する必要がない。【少数意見2】免訴。

22. 最判昭29. 5. 14刑集8-5-686

【事項】食糧管理法上、小麦売渡制限解除と刑の廃止【判旨】食糧管理法施行規則23条で禁止されていた小麦の所有者がその所有する小麦を政府その他農林大臣の指定する者以外の者に売り渡す行為が、その後小麦が同条の「米麦等」のうちから除外されたからといって、該禁止されていた当時の該規則23条違反の罪については刑の廃止があったものとはいえない。【少数意見1】規則改正は、小麦の自由売買を禁止するという本件犯行当時存した禁止規範の内容を変更し、小麦の自由売買は、何等これを規制しなくなった。

23. 最大判昭29. 11. 10刑集8-11-1791【電産戸畑発電所事件】

【事項】公益事業令失効と電気事業法33条違反行為【事実】日本電機産業労組は、停電ストライキを決行することとなり、その際、Aは、当該係員らに指示して、昭和23年10月9日、約1時間発電所ボイラーの操作を停止するに至らしめ、電気の供給を停止せしめた。1審では昭和25年11月7日電気事業法33条違反罪成立。同年12月15日に公益事業令により電気事業法が廃止され、「従前の例による」とされた。2審は正当な争議行為として無罪とした。ところが、昭和27年法律81号所謂ポツダム命令廃止法により同年10月24日に同令は失効した。1審及び2審を破棄、免訴。【判旨】電気事業法33条違反の所為は、公益事業令が昭和27年10月24日かぎり失効した後においては、刑の廃止があったものとして免訴すべきである。【理由】昭和27年10月24日迄に公益事業令に関する立法上の措置は何らなされることなくして経過した。【反対意見3】

24. 最大判昭29. 12. 1刑集8-12-1911【寿丸事件】

【事項】昭和22年覚書による不法出国罪と刑の廃止【事実】Aは、昭和26年5月25日、連合国最高司令官の承認を受けずに鹿児島港を出港し沖縄に着いた。昭和26年10月19日、1審、懲役4月。昭和26年11月26日覚書により同年12月1日以降は許可ないし承認不要となった。原審は、昭和27年2月18日、棄却。破棄免訴。【判旨】昭和25年政令325号違反の罪については、昭和26年12月1日以降刑の廃止があった。【反対意見3】その後、旅券法、出入国管理令が制定施行されているのであるから、それ以前既に成立した同罪の刑罰を廃止することは国家意思ではない。

25. 最判昭29. 12. 3刑集8-13-2065【法隆寺金堂電工事件】

【事項】電気事業法施行当時同法に違反した行為と刑の廃止【事実】法隆寺国宝保存工事事務所技官・庶務主任Aは、関西配電株式会社の承諾なく、昭和24年1月17日、配電装置を変更した。しかし、電気事業法は昭和25年12月15日施行の公益事業令により廃止された（経過措置付き）。原審は、罰金5百円猶予2年。しかし、その命令は所謂ポツダム命令廃止法により失効した。破棄免訴。【判旨】電気事業法38条違反の所為は、公益事業令が昭和27年10月24日かぎり失効した後においては、刑の廃止があったものとして免訴すべきである。

【資料】

26. 最判昭29. 12. 23刑集8-13-2309【久留米川事件】

【事項】電気事業法施行当時同法に違反した行為と刑の廃止【事実】A, Bは, 昭和25年4月23日, 外部電線引込線に無断で299ボルトの電線を接続させ漁獲中, 誤って見物中の10歳の子供に接触させ, 感電死させた。1審, 重過失致死, 窃盗, 電気事業法違反。2審, 電気事業法違反につき破棄免訴。棄却。【判旨】電気事業法38条違反の所為は, 公益事業令が昭和27年10月24日限り失効した後においては, 刑の廃止があったものとして免訴すべきである。【反対意見1】

27. 最大判昭30. 2. 23刑集9-2-344【福神丸事件】

【事項】①覚書違反の不法出国の罪と刑の廃止②南西諸島への貨物無許可輸出入の罪とその地域のわが国への復帰による刑の廃止の有無【判旨】①日本人が昭和22年4月14日附連合国最高司令官の覚書に違反して承認なく不法に出国したとの昭和25年政令325号違反の罪については, 昭和26年12月1日以降刑の廃止があったものである。免訴。(この点3名の反対意見がある。)②南西諸島大島郡が外国とみなされていた当時, 免許を受けないで日本内地から同地域へ, 若しくは同地域から日本内地へ貨物を密輸出し, 若しくは密輸入した罪については, その後該地域がわが国に復帰し外国とみなされなくなっても, 刑の廃止があったものとはいえない。懲役5月猶予3年等。(この点, (復帰後)該行為は関税法所定の免許を受けることを必要とせず, 何ら犯罪を構成せざるものとなったのであり, …刑の廃止にあたるとする6名の反対意見がある。)

28. 最決昭30. 3. 24刑集9-3-511

【事項】常習として麻薬取締法施行の前後に跨がってなされた麻薬の譲り受け等をした所為に対する法令の適用【決旨】該所為には, 新麻薬取締法を適用すべきである。棄却。懲役8月及び罰金50万円。

29. 最大判昭30. 4. 27刑集9-5-947【幌内新聞事件】

【事項】政令325号占領目的阻害行為処罰令と刑の廃止【事実】昭和26年1月7日, 日本共産党細胞Aは, その機関紙に米軍等が朝鮮で残虐行為を行っている旨の記事を掲載, 頒布した。原審, 処罰。破棄免訴。【判旨】昭和25年政令325号違反の罪は, 講和条約発効後においては, 刑の廃止があったものとして免訴すべきである。【反対意見3】限時法であり, 刑の廃止はない。

30. 最大判昭30. 7. 20刑集9-9-1923【大福丸事件】

【事項】南西諸島に対する貨物無免許輸出入の罪と刑の廃止(消極)【事実】Aらは, 昭和25年1月, 昆布1千貫を船積みして博多から南西諸島方面に密輸出した。昭和27年同地域は外国とみなされなくなった。処罰。棄却。【理由】免許を受けないで貨物を輸出又は輸入することが禁ぜられているという関税法上の規範は, 昭和27年2月11日の前後を通じて依然として存続され, 従って, 無免許輸出又は輸入という所為の可罰性に関する法的価値もまた終始かわるところがないと解すべきである。【少数意見6】刑の廃止, 免訴。

31. 最判昭30. 7. 22刑集9-9-1662

【事項】所謂貸金業法と刑法6条【判旨】貸金業等の取締に関する法律が、出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律附則5項により廃止されたことは所論の通りであるが、同附則11項は「この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例による」と規定しているから刑法6条を適用しなかったのは当然である。

32. 最大判昭30. 10. 12刑集9-11-2159

【事項】昭和21年2月17日附連合最高司令官の「朝鮮人、中国人、台湾人及び琉球人の登録に関する覚書」に違反して不法出国した昭和21年勅令311号違反罪と平和条約の発効【判旨】平和条約発効前に、該覚書に違反して朝鮮人が不法にわが国から退出した勅令311号違反の罪が大赦にかからないときは、平和条約発効後もこれを処罰することができる。同幫助罪。【少数意見4】刑の廃止。

33. 最大判昭30. 10. 26刑集9-11-2313【国鉄福知山事件】

【事項】昭和23年政令201号2条1項違反の罪と平和条約の発効【事実】鉄道職員Aらは、昭和23年8月29日、国鉄機関手甲らに対して職場放棄を扇動し、甲らを職場放棄させた。政令201号違反罪等。その後、同令は廃止された。【判旨】同令201号施行当時同令2条1項に違反した行為は、平和条約発効後においても同令3条により処罰することができる。【少数意見1】刑の廃止。

34. 最大判昭30. 12. 21刑集9-14-2912

【事項】①高等裁判所の判例と相反する判断をした原判決に対する上告と上告申立後最高裁判所によりその判例が変更された場合の措置②免訴判決に対し無罪を理由に上告できるか（消極）

【判旨】①原判決が高等裁判所の判例と相反する判断をし、これを理由として上告された場合に、上告申立後先例たる高等裁判所の判例が最高裁判所の判決により変更されたときは、最高裁判所はその上告を棄却すべきものである。②該上告は許されない。

35. 最大判昭31. 1. 25刑集10-1-105【佐世保海員クラブ事件】

【事項】政令325号違反占領目的阻害行為罪と刑の廃止【事実】共産党員Aらは、昭和26年8月1日、米軍批判文書を郵送、手渡しした。1審は刑の廃止免訴。2審は刑の廃止否定無罪。当審、刑の廃止肯定、破棄免訴。【反対意見3】

36. 最判昭31. 4. 10刑集10-4-520

【事項】昭和30年法律51号一部改正と刑の廃止（消極）【判旨】正当な理由がなく「あいくち」を携帯することが犯罪となることは、新旧いずれの法律においても変りはないのであるから、刑の廃止があったものということとはできない。

37. 最判昭31. 5. 4刑集10-5-633

【事項】法令施行前後を通じて登録申請しなかった場合【判旨】該場合には、新法である改正令を適用し処断すべきである。

【資料】

38. 最大判昭31. 5. 23刑集10-5-1【笑福丸事件】

【事項】 関税法違反と刑の廃止 【事実】 Aらは、昭和24年4月、無免許で南西諸島から黒糖を鹿児島へ運んだ。南西諸島復帰。原審、処罰。【判決】 棄却。【少数意見7】 該場合、刑の廃止があったものと解すべきである。

39. 最大判昭31. 7. 11刑集10-7-1035【泰盛丸事件】

【事項】 所謂外為法違反罪、南西諸島復帰と刑の廃止 【事実】 Aらは昭和28年6月南西諸島より無免許で真鍮スクラップを大阪港まで運んだ。原審、処罰。棄却。【判旨】 南西諸島が外国とみなされていた当時、外国為替銀行の承認を受けないで同地域から日本内地へ貨物を密輸入した外国為替及び外国貿易管理法違反の罪については、その後該地域が外国とみなされなくなっても、刑の廃止があったものとはいえない。【少数意見7】 刑の廃止。

40. 最大判昭31. 9. 26刑集10-9-1403【第一那智丸事件】

【事項】 (関税法) 出入国管理令違反、南西諸島復帰と刑の廃止 【事実】 Aらは昭和28年4月、密輸目的で醤油を積んで鹿児島から奄美大島へ到達した。原審、懲役1年猶予2年。棄却。【判旨】 南西諸島に属する奄美大島が出入国管理令の適用上本邦外の地域とされていた当時、同令60条所定の手続をとらないで同地域におもむく意図をもって不法に出国した罪については、その後該地域が本邦外の地域とされなくなっても、刑の廃止があったものとはいえない。【少数意見6】 刑の廃止、破棄免訴。

41. 最決昭31. 12. 25刑集10-12-1701【御坊事件】

【事項】 昭和30年法律51号銃刀令一部改正と刑の廃止 【事実】 Aは、昭和30年4月5日、正当理由なく自宅からB方まで刃渡り13.4cmの七首1振を携帯した。処罰。棄却。【決旨】 昭和30年法律51号による銃砲刀剣類所持取締令の一部改正前に業務その他正当な理由がなく刃渡り15センチメートル未満のあいくちを携帯した所為については、該改正により刑の廃止があったものということはできない。【理由】 正当な理由がなく「あいくち」を携帯することが犯罪となることは、新旧いずれの法律においても変わりはない。

42. 最大判昭31. 12. 26刑集10-12-1746

【事項】 麻薬取締法の一部を改正する法律の施行期日の前後にまたがる常習行為の適条 【判旨】 旧麻薬取締法の一部を改正して、常習行為の加重処罰を規定した昭和27年法律152号の施行期日の前後にまたがる行為は、それが不可分の関係にあって1罪と認められる場合でないかぎり、これをその前後によって区分し、それぞれ行為時法に従って法律上の処遇を判断すべきものと解するを相当とする。【理由】 右麻薬取締法57条の3、57条の4の法意は、これらの規定が新設施行された昭和27年5月28日前の行為をも「常習」及び「営利」の加重処罰の対象とする趣旨ではなく、同日以後の該行為のみをその対象とするものであると解すべきことは、同法附則の趣旨からみてもいうまでもないところである。

43. 最大判昭32. 10. 9刑集11-10-2497【奄美野見山海岸事件】

【事項】関税法違反，南西諸島復帰と刑の廃止【事実】Aらは，昭和24年7月，無免許で貨物を八代港から奄美大島へ運搬陸揚げした。1・2審は関税法上の貨物無許可輸入罪で処罰。破棄免訴（多数意見9）。【判旨】南西諸島が外国とみなされていた当時，免許を受けないで日本内地から同地域へ，若しくは同地域から日本内地へ貨物を密輸出し若しくは密輸入した罪については，その後該地域が外国とみなされなくなった場合は，犯罪後の法令により刑が廃止されたものと解すべきである。【理由】何ら犯罪を構成しないものとなったのであって，これによって右行為の可罰性は失われたものというべく…，この点に関する従来の当裁判所大法廷の判例は，これを変更する。【反対意見6】棄却，処罰。

44. 最大判昭32. 10. 9刑集11-10-2509【豊洋丸事件】

(同上)

45. 最大判昭32. 11. 27刑集11-12-3113

【事項】地方税法151条3項の，「入場税法の廃止前になしたる行為に関する罰則の適用については，なお従前の例による」との規定の趣旨【判旨】該規定は，従前の行為に関する限り，旧入場税法の刑罰規定については何等変更なきことを規定したものと解すべきである。

46. 最判昭32. 12. 10刑集11-13-3197【和栄丸事件】

【事項】密輸入物資の運搬罪と刑の廃止【判旨】奄美大島方面から密輸入した物資を内地で運搬する罪は，奄美大島が外国とみなされなくなった後は，刑の廃止があったものと解すべきである。破棄免訴。【少数意見1】

47. 最大判昭32. 12. 28刑集11-14-3461【新得機関区事件】

【事項】公式令廃止後の法令公布の方法【判旨】法令の公布は，特に国家が官報に代わる他の適当な方法をもって行うものであることが明らかな場合でないかぎり，公式令廃止後も通常官報をもってせられるものと解するのが相当である。

48. 最大判昭33. 10. 15刑集12-4-3313

【事項】官報による法令公布の時期【事実】Aは，法定の除外事由がないの昭和29年6月12日午前9時頃，広島市の甲方において塩酸フェニールメチルアミノプロパンを含有する覚醒剤2cc入アンプル入り注射液2070本を所持した。なお，本件改正法律を掲載した昭和29年6月12日附官報を最初に閲覧又は購入可能な時間は同日午前8時30分であった。中国方面には同日午前7時50分に東京駅に向けて発送された。懲役1年。棄却。【判旨】法令を官報により公布する場合においては，その法令を掲載した官報が印刷局より全国の各官報販売所に発送され，これを一般希望者がいずれかの官報販売所または印刷局官報課において，閲覧または購読しようとするれば，それをなし得た最初の時点までにはおそくとも公布されたものと解すべきである。【補足意見】現行法制が同時施行主義を原則としていることに鑑み，また法令は国民生活を画一的に規律すること

【資料】

を目的とするものであることから考えても、法令の異時施行の原則を認めることは、賛成し難い。

【少数意見2】とくに刑罰法規はこれを掲載した官報が各地方に到達してその地方人民がその公布されたことを知り得べき状態に置かれたのでなければ、その地方人民に対しては公布があったということを得ない。

49. 最大判昭35. 7. 20刑集14-9-1215

【事項】昭和23年静岡県条例74号示威運動取締に関する条例2条, 6条の効力【判旨】同条例2条は, すでに死文化したものであり, 同条違反を処罰する同6条の罰則も効力を失ったものと解すべきである。破棄免訴。【理由】昭和29年7月1日, 警察法の施行によって, 市町村の自治体警察及び公安委員会は廃止せられ, 前記静岡県条例2条において本件示威行進に関して許可を所管事項とする静岡市公安委員会も, 右警察法の施行に伴って廃止せられた。【反対意見6】

50. 最大判昭37. 4. 4刑集16-4-345

【事項】原付き二人乗り禁止廃止と刑の廃止【事実】第1審は刑の廃止免訴。2審は破棄処罰。多数意見7は棄却。【判旨】旧道路交通取締法施行令41条に基づく旧新潟県道路交通取締規則8条による第2種原動機付自転車の二人乗りの禁止が同条の改正により廃止されても, その廃止前にこれに違反した行為について, 同施行令72条3号の刑の廃止があったものということではできない。【理由】本件違反行為の可罰性は, 今日に至るまで終始かわるところがないと解すべきである。【反対意見6】本令は限時法ではなく, また, 限時法的性格のものでもない。…当該行為に関する限り, 爾後自由な行為として開放されたものである。

51. 最大判昭37. 12. 12刑集16-12-1672【天力丸事件】

【事項】関税法違反, 南西諸島復帰と刑の廃止【事実】Aらは, 無免許で徳之島から貨物を輸入するなどした。南西諸島復帰。1, 2審は処罰。破棄免訴。【判旨】北緯29度以南, 同27度以北の南西諸島が外国とみなされていた当時, 免許を受けなくて同地域から貨物を輸入またはその貨物を故買, 牙保した罪について, その後右地域が外国とみなされなくなった場合は, 犯罪後の法令により刑が廃止されたものと解すべきである。【反対意見2】刑の廃止否定, 処罰。

52. 最大判昭39. 2. 26刑集18-2-48

【事項】犯罪後の法律による刑の変更と事物管轄【判旨】犯罪後の法律により刑の変更があった場合における事物管轄は, 刑法6条の規定により当該犯罪事実に応用すべき罰条の法定刑によって定まる。

53. 最決昭42. 5. 19刑集21-4-494

【事項】犯罪後の法律による刑の変更と公訴時効の期間【決旨】犯罪後の法律により刑の変更があった場合における公訴時効の期間は当該犯罪事実に応用すべき罰条の法定刑によって定まる。公訴時効完成。棄却。【理由】所論引用の各大審院(明43. 9. 20, 同44. 5. 25)および札幌高等裁判所の判例(昭29. 6. 17)の趣旨とするところは, 犯罪後の法律により法定刑が変更されて, その

刑を標準とすれば、その罪に対する公訴時効の期間が変わる場合には、刑法6条により新旧両者を比照して短い方の期間を適用すべきではなく、変更後の法定刑によってその時効期間を定めるべきであるというものであるから、原決定は、これらの判例と相反する判断をしたものといわなければならない。…公訴の時効は、訴訟手続を規制する訴訟条件であるから、裁判時の手続法によるべきであるとしても、その時効期間が、犯罪に対する刑の軽重に応じて定められているのであるから、その手続法の内容をなす実体法（刑罰法規）をはなれて決定できるものではない。従って、公訴の時効が訴訟法上の制度であることを理由として、時効期間について、すべて裁判時の法律を適用すべきであるとするのは相当でない。…されば、所論引用の前記各大審院の判例および札幌高等裁判所の判例は、これを変更するのが相当。

54. 最大判昭49. 5. 29刑集28-4-114

【事項】罪数と判例変更【判旨】本件における酒酔い運転の罪とその運転中に行われた業務上過失致死の罪とは併合罪の関係にあるものと解するのが相当であり、原判決のこの点に関する結論は正当というべきである。以上の理由により、当裁判所は、所論引用の最高裁判所の判例を変更して、原判決の判断を維持するのを相当と認めるので、結局、最高裁判所の判例違反をいう論旨は原判決破棄の理由とはなりえない。【反対意見1】観念的競合。

55. 最判昭55. 11. 14刑集34-6-409

【事項】改正法施行の前後にまたがる行為が包括1罪であるときと該経過規定の適用の有無【判旨】無許可輸入罪に係る貨物の没収・追徴を限定する改正法にその施行前にした行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例による旨の経過規定があっても、改正法施行の前後にまたがる無許可輸入の行為が包括1罪であるときには、右経過規定の適用の余地はなく、これを適用して追徴を科することはできない。

56. 最判平8. 11. 18刑集50-10-745【岩教祖事件第2次上告審】

【事項】刑事判例の不遡及の肯否【事実】Aは、岩手県教職員組合の中央執行委員長であったが、日教組が昭和49年4月11日全国規模で行った全一日ストライキに際し、傘下の公立学校教職員に対し、同盟罷業の遂行のあおりを企て、かつ、これをあおったとして、地方公務員法違反の罪で起訴された。処罰。棄却。【判旨】行為当時の最高裁判所の判例の示す法解釈に従えば無罪となるべき行為であっても、これを処罰することは憲法39条に違反しない。【理由】そのような行為であっても、これを処罰することが憲法の右規定に違反しないことは、当裁判所の判例の趣旨に徴して明らかであり…。【補足意見】私は、判例を信頼し、それゆえに自己の行為が適法であると信じたことに相当な理由のある者については、犯罪を行う意思、すなわち、故意を欠くと解する余地があると考え。…本件は、被告人が故意を欠いていたと認める余地のない事案である。

57. 最判平8. 11. 28刑集50-10-827

【事項】尊属傷害致死罪廃止と刑の変更【事実】Aは、平成3年4月3日、実母に暴行を加え死

【資料】

亡させた。控訴審判決後に刑法一部改正。無期懲役。量刑相当で棄却。【判旨】刑法205条2項の尊属傷害致死罪の成立を認めた控訴審判決言い渡し後に施行された刑法の一部を改正する法律によって尊属傷害致死罪が廃止されたときは、刑訴法411条5号にいう「刑の変更」に当たる。

58. 最決平11. 4. 8刑集53-4-387

【事項】罰金と拘留を規定した条例のうち罰金部分の失効と拘留部分の効力【決旨】罰則を5千円以下の罰金又は拘留と定めた京都市風紀取締条例3条のうち罰金を定めた部分が平成3年の刑法等一部改正により失効した場合でも、拘留を定めた部分の効力は失われない。

59. 最決平18. 10. 10刑集60-8-523

【事項】刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成18年法律36号）による窃盗罪の法定刑の変更と刑訴法397条1項による第1審判決の破棄の要否；窃盗罪に選択刑として罰金刑が付加されたのは、「刑の変更」があった場合に当たるが、法改正の内容、趣旨、窃盗罪の犯情、「刑の変更」のない他の犯罪の有無及びその内容等に照らし、原判決を破棄する必要がない場合があることを認めた事例【事実】被告人は、平成18年2月13日、横浜地方裁判所において、10個の住居侵入、窃盗、強姦未遂等により、懲役7年の判決を受け、控訴した。控訴審判決時においては既に改正法が施行されていた。原判決は平成18年6月13日、刑訴法383条2号の「刑の変更」はあったといえるが、判決に影響を及ぼすことが明らかとは認められないので破棄すべき事由とはならないとした。棄却。【決旨】刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成18年法律36号）により、選択刑として50万円以下の罰金刑が追加された窃盗罪の法定刑の変更は、当該窃盗罪の犯情、第1審判決が併せて認定した他の犯罪の有無及びその内容等に照らし、上記法改正との関係からは第1審判決の量刑を再検討する余地のないことが明らかである場合には、刑訴法397条1項により第1審判決を破棄すべき刑の変更にあたらない。

(3) 下 級 審

1. 東京控訴院判昭18. 6. 15刑集22付録106

【事項】新旧法規が各基本法を異にし刑に軽重ある場合と刑法6条【判旨】鉄鋼割当証明書と引換ふるに非ずして鉄鋼を譲渡したる行為が、(イ)鉄鋼配給統制規則、(ロ)鉄鋼需給統制規則、(ハ)鉄鋼統制規則に各違反し、(イ)は(ロ)に依り、(ロ)は(ハ)に依り順次廃止せられ、(イ)、(ロ)は共に輸出入品等に関する臨時措置に関する法律を、(ハ)は国家総動員法を各基本法とし、これら基本法所定の刑に軽重あるに於いては刑法6条を適用処断すべきものとす。棄却。

2. 名古屋高判昭24. 10. 31特報1-283

【事項】①告示の廃止の結果統制品から除外された後における処罰（積極）②罰金等臨時措置法施行前の行為の処罰についての新旧比照の要否（積極）【理由】①統制法令は異常な社会経済的事情に対処するための臨時的必要から制定された暫定的法令であるから、事情の変転に伴いその

改廃が行われたからとて、ためにその効力存続中になされた違反行為につきその処罰価値が失われるべき理由がない。②犯罪後の法律に因り刑の変更を来したものであるから、刑法6条に従い新旧両法を比照してその軽いものを適用すべきである。

3. 東京高判昭24. 11. 11高刑集2-3-254

【事項】塩ますの価格統制の撤廃と物価統制令の罰則の適用【判旨】物価統制令は、その目的からいって限時法的本質を有するから、塩ますの価格統制違反の行為に対しては、その価格統制の撤廃後でも、なお同令の罰則が適用せられる。棄却。

4. 名古屋高裁金沢支判昭25. 2. 16特報7-26

【事項】物価統制令に依る統制額指定告示の廃止があっても刑の廃止にあたらぬとされた事例【理由】告示の改廃であって、基本の罰則法規である物価統制令の改廃ではない。

5. 大阪高判昭25. 3. 9特報7-83

【事項】新旧両法に跨がる包括1罪の適用罰則【事実】Aは、記録不作成の行為を麻薬取締規則(3年以下の懲役)及び麻薬取締法(1年以下の懲役)の両罰則規定に跨がって行った。【理由】集合犯として1罪と認定したのであるから、これに対しては単純に新法の麻薬取締法の罰則を適用すれば足る。

6. 大阪高判昭25. 3. 18特報6-150

【事項】統制価格廃止後の物価統制令の適用が認められた事例【判旨】ある法規が限時法なりや否やは、その立法精神にかんがみ、法そのものの実質に則して決せられる。

7. 東京高判昭25. 4. 11高刑集3-1-90

【事項】物価統制令11条2項の改正と刑の廃止【判旨】物価統制令11条2項の規定は、限時法的性質を有しない。従って、営利の目的なく若しくは業務に属しない不当高価販売行為については、昭和22年4月15日後は刑の廃止があったものとして免訴の言渡をすべきものである。原審は無罪。破棄。【理由】蓋し改正前の法律によると、いわゆる筍生活者の不当高価販売も処罰せられることになるので、立法者はこれは行き過ぎであると考え直して改正したものである。

8. 東京高判昭26. 3. 31特報21-52

【事項】少年法の改正によって少年の範囲が18歳未満より20歳未満へと拡げられたことは「刑の変更」にあたるか(消極)【理由】元来新刑事訴訟法に於ける控訴審は原判決当時の事情に基づいて原判決に法令の違反があるか否かを決定すべきものであるから。

9. 東京高判昭26. 5. 17家裁月報7-4-41

【事項】少年法改正と刑の変更(消極)【判旨】少年法の改正による少年の年齢引き上げは刑の変更にあたらぬ。

10. 名古屋高裁金沢支判昭26. 5. 30特報30-57

【事項】少年法改正と刑の変更(積極)【事実】Aは、少年法改正により、判決時法としては不

【資料】

定期刑をもって処断せらるべき身分を取得した。原審は定期刑。破棄。【判旨】少年法の少年の資格に関する改正は刑法6条の「刑の変更ありたる」場合に当たる。

11. 札幌高裁函館支判昭27. 7. 12高刑集5-8-1329

【事項】アカハタ発行停止指令違反を内容とする昭和25年政令325号と憲法21条【判旨】平和条約発効後においては、同令は憲法21条に抵触する違憲性があり、この点において罰則規定はその効力を有せず、その部分について刑は廃止されたもの。破棄。

12. 高松高判昭27. 10. 6高刑集5-11-1908

【事項】関税法104条において外国とみなされる地域の変更と刑の廃止【判旨】これは関税法違反に対する刑罰を廃止したものではないから、いわゆる刑の廃止にはあたらない。破棄。

13. 福岡高判昭27. 12. 4高刑集5-13-2391

【事項】昭和27年大蔵省令5号による地域の変更と刑の廃止【判旨】昭和27年大蔵省令5号による地域の変更は、関税法76条違反の罪の成立ならびにその処罰の点に関するかぎり、既に発生した所為に対しては何らの影響をおよぼすことなく、右は刑の廃止があった場合に当たらない。棄却。

14. 広島高裁岡山支判昭28. 1. 20特報31-63

【事項】成文上に限時法的表現がなされていない場合と限時法（消極）【事実】Aは、昭和23年3月1日公布施行された岡山県製糸原料移出許可条例に違反する行為を行ったが、その後、昭和24年12月23日当省令は廃止された。原審は刑の廃止として免訴。棄却。【理由】同条例は、この種の明文を全然欠いているのは勿論のこと、その条規全体を子細に検討して見ても限時法的性格を認め得る片鱗すらも見出し得ない。

15. 東京高判昭28. 6. 26高刑集6-10-1274【三条病院事件】

【事項】交付依頼行為後に麻薬譲渡が禁止され、売買成立交付が行われた場合【事実】その業務の目的以外に麻薬を譲渡することが許されていた麻薬取締規則施行当時、麻薬取扱者甲が同じく麻薬取扱者乙にその売却方を依頼し麻薬を交付した後、その種の譲渡を禁止するに至った麻薬取締法施行後にその売買が成立し、乙がこれを丙に交付した。【判旨】このような場合、甲の所為は同法3条にいわゆる「譲り渡し」をしたものに該当しない。

16. 東京高判昭28. 7. 13特報39-12

【事項】包括1罪；税理士法施行の前後にまたがる無登録者の税理士業務の行為とその処罰法規【判旨】本件犯罪は、該両法の実施時期に互って継続実行された犯罪であって、該前後の行為を包括し1罪として論ずべきであるから、その行為の終了当時の法律を適用しなければならない。

17. 広島高判昭28. 11. 20高刑集6-13-1834

【事項】①公益事業令は限時法か（消極）②中間時法のある場合【事実】Aは、昭和25年12月15日施行の公益事業令違反行為を行った。その後、同政令は昭和27年10月24日限りで効力を失った。

しかし、同年12月27日に至り電気及びガスに関する臨時措置法が制定公布され公益事業令と同一の規定が法律として同日から施行せられるに至った。原審、刑の廃止免訴。棄却。【判旨】①昭和25年政令343号公益事業令は、いわゆる限時法ではない。②行為時法と裁判時法との間に中間時法があるときは、これをも比照すべきものである。

18. 名古屋高判昭28. 12. 15高刑集6―追補1929

【事項】外国人登録令施行当時からわが国に滞在する外国人が外国人登録法施行後にいたっても登録申請しない場合の適用法令【判旨】外国人が外国人登録令および外国人登録法施行の前後に跨がり、登録申請義務を怠ったときは、登録法罰条のみを適用して1罪として処罰すべきである。

19. 東京高判昭29. 1. 21高刑集7―1―84【久留米支流事件】

【事項】公益事業令の限時法性（消極）【事実】Aは、公益事業令に違反して電気による漁獲を行った。原審は有罪。その後同令は失効した。破棄自判、この点につき免訴。【判旨】公益事業令が昭和27年10月24日かぎり失効した後においては、従前の電気事業法38条違反の所為については、これを処罰することはできない。【理由】かくの如き（解散）意外の失態の結果生じた事柄について、刑罰法規の一般原則である刑法6条の適用を排除して遡及効力を認めることが、はたして社会一般の通念乃至は条理であろうか。

20. 高松高判昭29. 4. 20高刑集7―6―823

【事項】刑法25条の改正による保護観察と刑の変更【事実】Aは、昭和28年3月中に3個の贓物（盗品等）罪を犯した。昭和28年12月1日施行の刑法改正により再犯の場合でも執行猶予が可能となるとともにその場合には保護観察に付すことになった。原審は同月24日、懲役8月執行猶予3年としつつ保護観察に付さなかった。破棄自判、懲役4月保護観察付き執行猶予3年及び罰金千円。【判旨】刑法25条の改正による保護観察は、刑そのものではないから同6条にいわゆる刑の変更にあたらない。

21. 札幌高判昭29. 6. 17高刑集7―801【勅令207号事件】

【事項】刑の変更と公訴時効【事実】Aは、昭和24年7月頃外国人登録証明書を偽造した。外国人登録令は昭和25年1月に廃止された。昭和28年1月14日に、有印公文書偽造罪として公訴提起された。原審は時効により免訴。破棄差戻。【判旨】刑の変更がある結果その罪に対する公訴時効の期間が変わった場合には、新旧両者を比較して短い方の期間を適用すべきではなく、変更後の刑を標準として、その罪の時効期間が定まるものと解すべきである。【理由】刑法6条は刑の比照に関する規定であって、時効期間には適用のないものと解するのが相当だからである。従って、時効の完成については、法律の一般原則に従って、当時に施行せられている法令を適用しなければならない。本件の犯罪については昭和25年1月15日以前にあっては時効期間は3年であるが、同15日には未だ犯行の日から3年を経過していないから、時効は完成していない。そうして同月16日以後においては、刑法155条1項の適用がある結果、時効期間は7年となり、本件公訴の提

【資料】

起せられた昭和28年1月14日には時効は完成していない。

22. 札幌高判昭29. 10. 19特報1-13-689

【事項】公布の日から施行する旨定めた法令の効力発生の時期【判旨】公式令廃止後も法令の公布は官報によるとの不文律が存在しており、これに従って法令は官報により公布せられておるものと解するのが相当である。しかしながら、官報の印刷発行が事実上その日附より遅れることがある。かかる場合、…その法令掲載の官報が印刷の上外部に発送の最初の手続をとった時を以て法令公布の時であると解する。無罪。

23. 東京高判昭29. 12. 27高刑集7-12-1805

【事項】覚せい剤取締法改正と譲り受け行為【判旨】昭和29年6月12日法律177号による覚せい剤取締法の改正により、常習として覚せい剤を譲り受ける等の行為が特に常習犯として通常の譲受行為と区別して処罰されることとなった以上、該改正法施行前になした譲受行為も、それが常習としてされたものと認められるかぎり、該改正法施行後の譲受等の行為と包括して1罪として処断すべきものと解するのが相当である。原審は併合罪。破棄自判。

24. 名古屋高判昭30. 1. 17特報2-1=3-7

【事項】包括1罪にあたる行為の中間に法令の改正があった場合【事実】Aは、昭和25年1月、所定の営業開始の申告をしないで、物品税法課税物件ラジオダイヤルの製造販売業を開始し、昭和28年3月頃まで合計5千個余を製造した。昭和26年1月1日施行の法令改正があった。原審は包括1罪としつつ行為時法を適用。破棄自判、全部に対し行為後の法令を適用。【判旨】その犯罪行為が継続している間に法令の改正が行われた場合は、その犯罪行為全部に対し改正後の法令を適用すべく且つそれで足りる。

25. 高松高判昭30. 7. 18特報2-14-732

【事項】覚せい剤取締法の改正による常習犯としての処罰規定新設施行前後の一連の常習行為と包括1罪【判旨】該常習犯処罰規定が新設施行される以前にした譲渡行為も、それが犯人の常習性から出た一連の犯行と見られる限り、該改正法律施行後の譲渡行為と包括して常習犯としての1罪を構成する。

26. 広島高裁松江支判昭31. 2. 6特報3-1=2-45

【事項】まき網漁業取締規則に基づく制限漁法に関する告示の改廃と刑の廃止（消極）【事実】Aは、魚群探知機使用制限に違反して漁獲した。その後、その制限は撤廃された。原審は限時法性を認めて処罰した。棄却。【理由】刑罰法規は改廃の前後を通じて存続し、該禁止に違背する行為の可罰性の法律的评价も亦終始かわるところがないと解せられる。

27. 仙台高判昭32. 3. 27特報4-8-186

【事項】出資法施行時に跨がり預り金をした所為に対する擬律【判旨】預り金の禁止違反罪についての新旧両法規はその改正の前後において本質的相違はなく、改正前後に跨がる各行為はこれ

を営業犯の1罪として新法（刑は新旧両法同じで軽重はない。）を適用すべきもので、新旧両法の比照を行い軽きものを適用すべきものでない。

28. 札幌高判昭32. 9. 17高刑集10-6-561

【事項】土地改良法の一部を改正する法律付則による印紙税法の一部改正と刑の廃止【判旨】昭和32年土地改良法の一部を改正する法律付則8による印紙税法の一部改正は、ただ土地改良区の業務に関して発する証書、帳簿については、昭和32年7月17日以後印紙税法5条により印紙を納税（貼用）することを要しないことを明らかにしたに止まり、該改正前すでに成立した土地改良区の同法11条違反の犯罪に対する刑を廃止する趣旨ではない。棄却。

29. 大阪高判昭36. 1. 30高刑集14-1-1

【事項】外国為替及び外国貿易管理法48条1項にもとづく政令の改廃と刑の廃止【事実】原審は刑の廃止として免訴。破棄差戻。【判旨】外国為替及び外国貿易管理法48条1項にもとづく昭和24年12月1日政令378号（輸出貿易管理令）、同26年6月8日政令200号別表第1第8号の3により輸出承認品目と指定された梳毛糸が、同30年7月30日政令150号により輸出承認品目から除外されても、前記政令施行中になされた違反輸出行為はその可罰性を失うものではない。

30. 大阪高判昭36. 9. 15高刑集14-7-489

【事項】公益事業令の失効と所謂経済関係罰則違反罪【判旨】公益事業令失効前の経済関係罰則の整備に関する法律2条（乙号29）違反の所為は、同令が昭和27年10月24日かぎり失効した後ににおいては、刑の廃止があったものとして免訴すべきである。

31. 広島高判昭37. 1. 23高刑集15-1-1

【事項】所謂公安条例違反と刑の廃止【判旨】集団行進及び集団示威運動の処罰法規である市条例が廃止され、しかも廃止前の違反行為の処罰につき、市条例において何等の規定をも設けていないときは、該市条例廃止の前々日、その地域に該市条例とほぼ同一の処罰法規を有する県条例が制定公布せられ、市条例廃止の日から施行せられたような場合でも、「犯罪後の法令により刑の廃止があったとき」に当たると解するのが相当である。

32. 東京高判昭37. 4. 26高刑集15-4-218【墨田文化映画館事件】

【事項】地方税法違反と刑の廃止【判旨】地方税法92条1項5項の規定が昭和29年法律95号により入場税に関して廃止されたことは刑の廃止とはならない。棄却。【理由】（特別徴収義務者という）制度がなくなったため、入場税不納入罪が廃止されたまでのことであって…、入場税不納入の所為に対する法益の価値判断が変わり…該所為が可罰性を失ったものとして…罰則を廃止したものではない。

33. 徳島地判昭38. 10. 25下刑集5-9=10-977

【事項】食品衛生法7条1項に基づく厚生大臣の定める基準の廃止は刑の廃止に当たるか（積極）

【理由】これは単に違法性のみ法規範の変更ではなく刑罰法規の廃止にほかならず可罰性もま

【資料】

た消滅する。刑罰法規の一部である基準が存在しなくなった以上、使用制限という点に関する限り刑罰法規として働く能力は消滅する。

34. 東京高決昭40. 12. 1高刑集18-7-836

【事項】再審請求権と刑の廃止との関係（大逆罪）【決旨】再審請求権は、刑の廃止により消滅しない。【理由】刑が廃止されたというだけでは、確定判決の効力に変動があるわけではなく、そのほかに「刑の廃止」により再審請求権が否定されるとする事由は発見できない。

35. 広島高判昭42. 2. 6高刑集20-1-59

【事項】経過規定と公訴時効【判旨】法改正に当たり、「この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例による。」との経過規定が設けられた場合は、新法施行前にした行為の公訴時効期間の算定も旧法に定める刑によるべきである。

36. 東京高判昭42. 3. 30高刑集20-3-235

【事項】2輪限定軽免許を受けていた者が、法令改正後において軽自動車を運転した場合の罰条【判旨】昭和39年法律91号による改正前の道路交通法91条により、2輪の自動車及び農耕作業用自動車に限定して、軽自動車免許を受けていた者が、昭和40年法律96号による同法の改正及び同年総理府令41号による同法施行規則の改正の後において、軽自動車を運転したときは、道路交通法64条に違反するものとして、同法118条1項1号により処罰すべきものである。

37. 大阪高判昭43. 3. 12高刑集21-2-126

【事項】新旧両法に跨がる拳銃不法所持を旧法当時幫助した者の罪責【判旨】拳銃の不法所持の正犯が不法所持を継続中法律の改正があり刑が加重された場合に、右改正前においてその拳銃の購入を斡旋することにより正犯の不法所持を幫助したものに対しては、改正前の法律を適用すべきであり、正犯と同じく新法を適用すべきでない。破棄自判。

38. 福岡高判昭43. 8. 24高刑集21-4-333

【事項】刑法一部改正法による刑法45条後段の改正と刑の変更の有無【判旨】昭和43年法律61号により改正された刑法45条後段は、罰金以上の刑に処する確定裁判に数個の罪の間の併合罪関係を遮断する効力を排除したにとどまり、刑法6条、刑事訴訟法383条2号に規定する刑の変更を意味するものではない。【理由】刑訴383条2号に「刑の変更」というのは、…刑法6条の「刑の変更」と意義を同じくするもので、特定の犯罪を処罰する刑そのものの種類又は量が、法律の改正により犯罪時又は原判決時とその後において差異を生じたことを意味する。

39. 大阪高判昭44. 5. 6判タ237-327

【事項】交通反則金通告制度における限度額と刑法6条との関係【判旨】交通反則金制度において限度額を定めているのは法定刑の変更があった場合の刑法6条となんらの関係がない。

40. 玉名簡判昭45. 6. 6月報2-6-661

【事項】道交法7条に基づく公安委員会告示の改変は刑の変更にあたるか（消極）【事実】Aは、

昭和42年7月31日公安委員会が道路標識によって2輪を除く自動車の通行禁止の場所と指定した道路において、軽4輪貨物自動車を運転進行した。行為後、公安委員会告示により、軽自動車は禁止対象から除外された。別の理由で無罪。【理由】前記告示の改変は、刑法6条所定の刑の変更ではなく、その前提条件たる構成要件の内容の変更となるものであるから…。

41. 大阪高判昭60. 2. 19高刑集38-1-54

【事項】公務員の職務権限を定めた法規の廃止と刑の廃止（消極）【判旨】農地転用の許可に関する意見進達等の職務権限を有する農業委員が該農地に関し賄賂を収受した罪については、その後農地法の改正により当該農地の転用等に知事の許可を要しないとされ、したがって、該許可に関する農業委員の意見進達等の職務権限を定めた法規が廃止されたと認められる場合であっても、刑事訴訟法337条2号にいう刑の廃止があったとはいえない。【理由】可罰性に関する法的評価とは直接かかわりのない他の法政策上の必要から法規が廃止され、その結果構成要件の内容たる事実の面で変更を生じたにすぎない。

42. 横浜地判昭62. 11. 18判時1285-152

【事項】外国人登録証明書の再交付申請時には原則として指紋押捺を要しない旨の外国人登録法の改正法成立前に犯された指紋押捺拒否事件につき、該改正法成立後施行前になされた判決において、量刑の理由として該改正法の趣旨及び改正の経緯を考慮した事例

43. 東京地判昭63. 1. 29判時1287-158

【事項】外国人登録に関する手続においては原則として1回しか指紋押捺を要しない旨の外国人登録法の改正法成立前に犯された指紋押捺拒否事件につき、該改正法成立後施行前になされた判決において、該改正がなされたことを量刑にあたり考慮した事例

44. 浦和地判平7. 6. 5判時1546-145

【事項】尊属傷害致死規定の削除と刑の変更【事実】Aは、父親を殴って死亡させたとして尊属傷害致死罪で起訴された。その後、刑法改正により尊属加重規定が削除された。裁判所は、刑の変更があったとして、改正後の傷害致死罪の刑で処断した。

45. 東京高判平7. 7. 18高刑集48-2-158

【事項】尊属傷害致死事件の1審判決言い渡し後確定前に同加重規定が廃止された場合【事実】Aは、平成6年4月29日に自己の直系尊属（実父）であるBに暴行を加えて傷害を負わせ、その結果、同年5月2日にその傷害により同人を死亡させた。1審は205条2項を適用して処断した。平成7年6月1日施行の改正法により同項削除。破棄自判。【判旨】改正法付則2条1項但し書きの適用により、刑訴法383条2号の「判決があった後に刑の廃止があった」場合に該当するが、免訴の言い渡しをすべきではなく、原判決を破棄した後、該改正法付則2条1項本文に従い該改正前の刑法205条1項の規定を適用して刑の言い渡しをすべきである。

【資料】

46. 名古屋高判平8. 1. 31高刑集49-1-1

【事項】 刑法一部改正と尊属監禁 【事実】 Aは妻の母親を不法に監禁するなどした。1審では尊属監禁罪等成立。その後、刑法改正により尊属監禁罪削除。監禁罪等。【判旨】 尊属監禁，強盗致傷被告事件の第1審判決の言い渡し後に平成7年法律91号が施行された場合，尊属監禁の行為については改正後の刑法220条が適用されることになり，併合罪加重の結果処断刑の範囲は変わらないとしても，刑訴法383条2号の「判決があった後に刑の変更があったこと」に該当し，同法397条1項により第1審判決を破棄すべきである。

刑法の適用範囲；判例体系要約

I 刑法の場所的適用範囲

一 国内犯

1. 第1条1項；属地主義による「(すべての者の) 国内犯」；原則

(1) 「日本国内において罪を犯した」の意義；犯罪地の意義

(イ) 遍在説（通説・判例）

(2) 事例

(イ) 外国で遂行する目的で国内で犯罪行為を行った場合【大1】

(ロ) 結果が日本国外で発生した場合【大2】

(ハ) 占領下の南西諸島と内国【最8】【高11】

(ニ) 日本近海等での無許可漁業等【大5】【大6】【最12】【最13】【最14】【最17】

(ホ) インターネット猥褻画像【地24】【地25】

(ヘ) 旧日本領外国に関連する犯罪【大8】【大9】】

(3) 参考事例

(イ) 国内府県間の犯行等【大10】【最7】【控1】【高20】

(4) 特殊問題事例

(イ) 共同正犯の場合

(a) 各人の行為への連帯；一人の国内犯は全員の国内犯【地21】

(ロ) 教唆・幫助が国外，正犯行為が国内の場合の教唆・幫助の取扱

(a) 国内犯【最16】【地19】【高22】

(ハ) 共謀等一部が国内，正犯行為が国外の場合

(a) 国内犯【地17】【地23】

(5) 「すべての者」の意義

(イ) 日本国領土内の外国の大使・公使館内，日本人事務職員【大3】【地28】

(ロ) 日本国領海内にある外国船舶内【高5】【高6】

(ハ) 外国使臣等【大4】，米国軍人の妻【最6】

(ニ) 日本在住連合国人等及びその加担者等【最2】【最3】【高2】【高3】【高4】

(ホ) 国籍等【最1】

【資料】

(へ) 外国軍艦乗組員等【最9】【高8】

(ト) 米軍基地内関連【高9】

(チ) 占領下南西諸島日本人等【最10】【簡12】【地13】【地14】【地15】

(6) 軍事裁判所との関係, その他【最4】【高7】【高10】

2. 第1条2項; 旗国主義: 「日本国外にある日本船舶又は日本航空機内」の意義

(1) 日本船舶との船舶衝突の場合【高16】

(2) その他【最15】【地18】【地27】

二 国外犯

1. 第3条; 属人主義(積極的属人主義)による「国民の国外犯」; 補充併用

【大7】【最5】【最11】【地26】

II 刑法の時間的適用範囲

一 刑罰法規の不遡及

1. 行為時法では犯罪でなかった行為が, 裁判時法により犯罪となる場合

2. 行為時法で犯罪であった行為が, 裁判時法でも犯罪である場合

(1) 旧法と新法とで刑に違いのない場合

(イ) 行為時法説(判例)(通説)

【大2】【大3】【大6】【大7】【大11】【大12】【大34】【大36】【大37】【大40】
【最6】

(ロ) 裁判時法説

(2) 旧法と新法とで刑に違いのある場合

(イ) 軽いものによる(刑法6条)。

(a) 尊属犯罪【最56傷害致死; 変更】【地44傷害致死; 変更】【高45傷害致死; 廃止】
【高46監禁; 変更】

(b) その他【大13外国通貨法】【大24選挙法】【大29治安警察法; 変更】
【大30市制】【大45賄賂戦時特別法】【最12罰金】【控1】

(3) 中間時法のある場合

(イ) 比照して軽いものによる。【高17②公益事業令】

二 判例変更と刑罰法規不遡及の原則

1. 原則の適否

- (1) 消極【最33】【最53】【最55】
- (2) 積極

三 限時法の問題等

1. 限時法

- (1) 明文規定のある場合等
【大27売薬税】【大33織物税】【最5臨時物資需給調整法】【最7麻薬取締】【最31貸金業】
【最44地方税法】
- (2) 明文規定のない場合等の処罰
 - (イ) 積極【大38輸出入等】【大39輸出入等】【高3物価統制令】【高6物価統制令】
 - (ロ) 消極【高14移出条例】【高17①公益事業令】【高19公益事業令】

2. 限時法的性格をもつ法律と刑の廃止

- (1) 構成要件上の概念内容が、他の法令に依存している場合
 - (イ) 旧尊属殺人における尊属の範囲の変更
 - (a) 処罰例(判例略)
 - (ロ) 旧関税法密輸罪等に関する外国の範囲の変更
 - (a) 処罰例【最30】【最37】【最38】【高12】【高13】
 - (b) 不処罰・免訴例【最42】【最43】【最45】【最50】
 - (ハ) 不法出国罪と外国の範囲の変更等
 - (a) 処罰例【最27】【最32】【最39】【高29】
 - (b) 不処罰・免訴例【最24】
 - (ニ) 政令325号占領目的阻害行為処罰令
 - (a) 不処罰・免訴例【最29】【最34】
 - (ホ) 農地法改正と職務権限
 - (a) 処罰例【高41】
 - (ヘ) 飲食営業緊急措置令
 - (a) 処罰例【最13】
 - (ト) 土地改良法
 - (a) 処罰例【高28】
- (2) 白地刑罰法規の場合等；構成要件内容が補充規範に委任されている場合等

【資料】

- (イ) 物価統制令, 臨時物資需給調整法等
 - (a) 処罰例【最8】【最11】【高2】【高4】【高7】
- (ロ) 食糧管理法
 - (a) 処罰例【最10】【最19】【最20】【最21】【最22】
- (ハ) 公益事業令, 電気事業法等
 - (a) 不処罰・免訴例【最23】【最25】【最26】【高19】【高30】
- (二) まき網漁業取締規則; 漁法告示改廃
 - (a) 処罰例【高26】
- (ホ) 旧道路交通取締法と告示改変等
 - (a) 処罰例【最49】【高36】【簡46】
- (ヘ) 地方税法等
 - (a) 処罰例【高32】
- (ト) 食品衛生法等
 - (a) 不処罰・免訴例【地33】
- (チ) 銃刀法一部改正
 - (a) 処罰例【最35】【最40】
- (3) その他
 - 【最15免訴】【最18免訴】【最48免訴】【高11】【高31】

四 刑の変更

1. 犯罪後の意義

- (1) 実行行為が法律変更の前後にまたがって行われた場合等の取扱
 - (イ) 連続犯・継続犯
 - (a) 新法適用【大14】【大19製造】【大35輸出】【最9所持】【最14所持】
【最17所持】【最36無申告】【高16無登録業務】【高18不法滞在】【高27出資法違反】
 - (ロ) 正犯, 教唆, 幫助行為の継続等
 - (a) 新法適用【大18正犯】【大21従犯】【高37従犯】
 - (ハ) 牽連犯【大15】【大16】【大17】【大22】
 - (ニ) 包括1罪【大32】【最54】【高5】【高24】
 - (ホ) 常習犯【最28】【最41区分】【高23】【高25】
- (2) その他の比照例【大28行為・破産宣告】【高15交付依頼・交付】

2. 「刑」の変更の意義; 「刑の変更」の有無を巡る具体例

- (1) 没収・追徴規定
 - (イ) 消極【大4】【大8付加刑従属】【大9従属】【大23】【大43追徴従属性】

- (2) 労役場留置期間
 - (イ) 積極【大41】
 - (3) 未決勾留日数等
 - (イ) 消極【大10】 【大44】
 - (4) 刑の執行猶予の要件に関する規定
 - (イ) 消極【最2】 【最3】
 - (5) 保護観察
 - (イ) 消極【高40】
 - (6) 情状
 - (イ) 消極【大42】
 - (7) 刑の時効, 公訴時効, 訴訟条件等
 - (イ) 新法刑基準【高21】
 - (ロ) 経過措置【高35】
 - (ハ) 適用罰条従属性【最52】
 - (8) 併合罪規定改正
 - (イ) 消極【高38】
 - (9) 交通反則金限度額; 無関係【高39】
 - (10) 少年の資格改定
 - (イ) 積極【高10】
 - (ロ) 消極【高8】 【高9】
 - (11) 量刑考慮; 無関係【地42】 【地43】
3. 「軽いもの」の意義
- (1) 懲役刑と禁固刑付加等【大31】
 - (2) 単一刑と併科刑等【大5】 【大26】
 - (3) 罰金額変更【最4】
4. その他
- (1) 不敬罪規定の削除と大赦【最1棄却免訴】
 - (2) 法令公布の方法【最46官報原則】
 - (3) 法令公布の時期【最47官報閲読最初可能時】 【高22官報発送手続時】
 - (4) 民法改正と刑の変更【最16消極】
 - (5) 事物管轄【最51罰条従属】
 - (6) 再審請求権と刑の廃止【高34不消滅】
 - (7) 予審手続き等【大25】
 - (8) 一部廃止【最57】